

岩泉町子ども・子育て
支援事業計画（第2期）

令和2年3月

岩 泉 町

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	2
(1) 計画の根拠法令等	2
(2) 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
(1) 子ども・子育て会議の設置	4
(2) 行政内部の連携体制	4
(3) 実態・要望等の把握	4

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

1 人口動態	5
(1) 人口推移	5
(2) 人口ピラミッド	6
(3) 児童人口	7
(4) 世帯の状況	8
(5) 自然動態・社会動態	9
(6) 出生率	10
(7) 合計特殊出生率	10
(8) 婚姻・離婚	11
(9) 未婚率	12
(10) 就業状況	13
2 施設等の状況	16
(1) 保育所等の状況	16
(2) 小学校	17
(3) 中学校	18
(4) 放課後児童クラブ	19
3 ニーズ調査	20
(1) 調査の概要	20
(2) 調査結果	21
4 子ども・子育て支援事業計画の評価	30

第3章 計画の基本方針

1 基本理念	31
2 基本目標	32

第4章 子ども・子育て支援事業計画

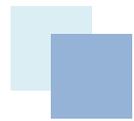
1 子ども・子育て環境の整備	33
（1）人口推計	33
（2）児童人口の推計	34
（3）教育・保育提供区域の設定	35
（4）幼児教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	36
（5）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	39
（6）幼児教育・保育の推進に関する体制の確保	43
2 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	44
（1）児童虐待防止対策の充実	44
（2）ひとり親家庭の自立支援の推進	45
（3）障がい児施策の充実	46
3 仕事と子育てとの両立を目指す環境の整備	47
（1）職業生活と家庭生活の両立	47
（2）育児休業後等における特定教育・保育施設等の確保	47

第5章 計画の推進及び評価

1 計画の推進	49
（1）家庭の役割	49
（2）学校等の役割	50
（3）事業所等の役割	50
（4）地域の役割	51
（5）行政等の役割	51
2 計画の評価	52

資 料

1 岩泉町子ども・子育て会議条例	53
2 岩泉町子ども・子育て会議 委員名簿	55



第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

国においては、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てに関する総合的な取組を進め、社会情勢の変化を受け、平成24年には、認定こども園や幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

本町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが保護者や家族、地域の愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として健やかに成長できるような支援体制の充実を目指して、平成27年3月に「岩泉町子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定し、様々な子育て支援の取組を行ってきました。

その後も全国的に少子化が進行する中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県や市町村、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、現計画が終期を迎えることを機に、本町の子育て環境の向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため「岩泉町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定するものです。

2 計画の性格と役割

(1) 計画の根拠法令等

子ども・子育て支援法第61条の規定により、各市町村は、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める必要があります。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本方針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」（第61条）に基づく法定計画であり、すべての子育て家庭を対象として、岩泉町が今後取り組むべき子育て支援策の方向性や目標を定めたものです。

県の「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（仮）」及び上位計画となる町の「岩泉町未来づくりプラン」をはじめ、他の関連計画との整合性を図りながら推進していきます。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5年間の計画です。

■ 計画期間

平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	
		岩泉町子ども・子育て支援事業計画(第1期)							
	策定	岩泉町子ども・子育て支援事業計画(第2期)							
						見直し	岩泉町子ども・子育て支援事業計画(第3期)		

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定は、地域特性に応じた計画を策定するため、子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者で組織された「岩泉町子ども・子育て会議」において審議、検討を行いました。

(2) 行政内部の連携体制

本計画の策定は、児童福祉にかかわる保健福祉課を主管課とし、庁内関係各課の各担当部門と連携を図り、調整を行っています。

(3) 実態・要望等の把握

本計画策定のために、平成30年12月7日～平成30年12月21日にかけて実施した「岩泉町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」結果を反映しています。

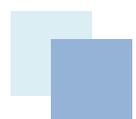
■調査の概要

区 分	就学前児童の保護者			小学校児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
町全域	343人	273人	79.6%	326人	294人	90.2%

○調査の対象者と調査方法

就学前児童調査：認定こども園や保育所等を利用している就園児の保護者に対する調査は、施設を通して調査票を配布・回収し、未就園児の保護者には郵送により調査票を配布・回収しました。

小学校児童調査：小学校を通して調査票を配布・回収しました。



第2章

子どもと子育てを取り巻く現状

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

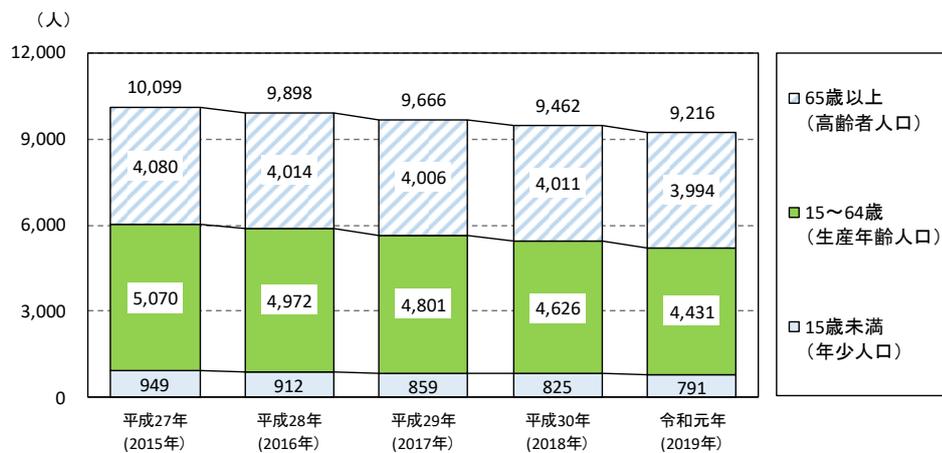
1 人口動態

(1) 人口推移

岩泉町の人口は、減少傾向で推移し、令和元年では、9,216 人となっています。年齢3区分別人口では、3区分ともに減少傾向となっていますが、年少人口、生産年齢人口に比べ、高齢者人口の減少は緩やかに減少しています。

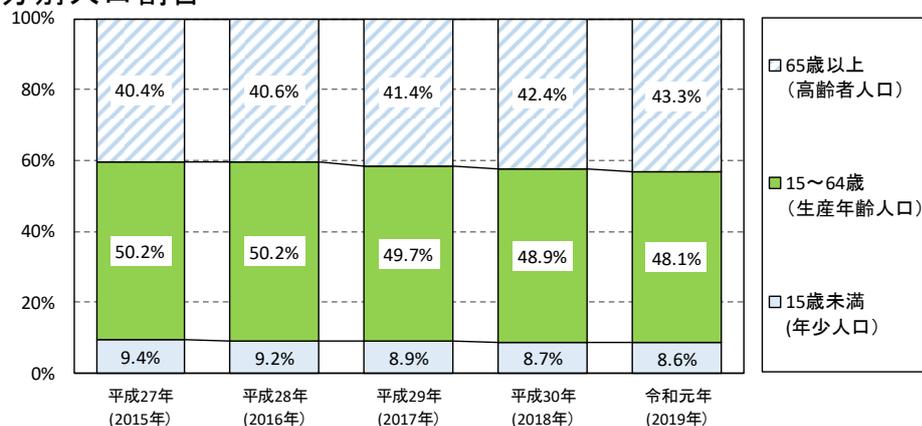
また、年齢3区分別人口割合では、年少人口割合と生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加が見られ、令和元年9月末時点では、年少人口割合 8.6%、生産年齢人口割合 48.1%、高齢者人口割合 43.3%となっています。

■年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

■年齢3区分別人口割合



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

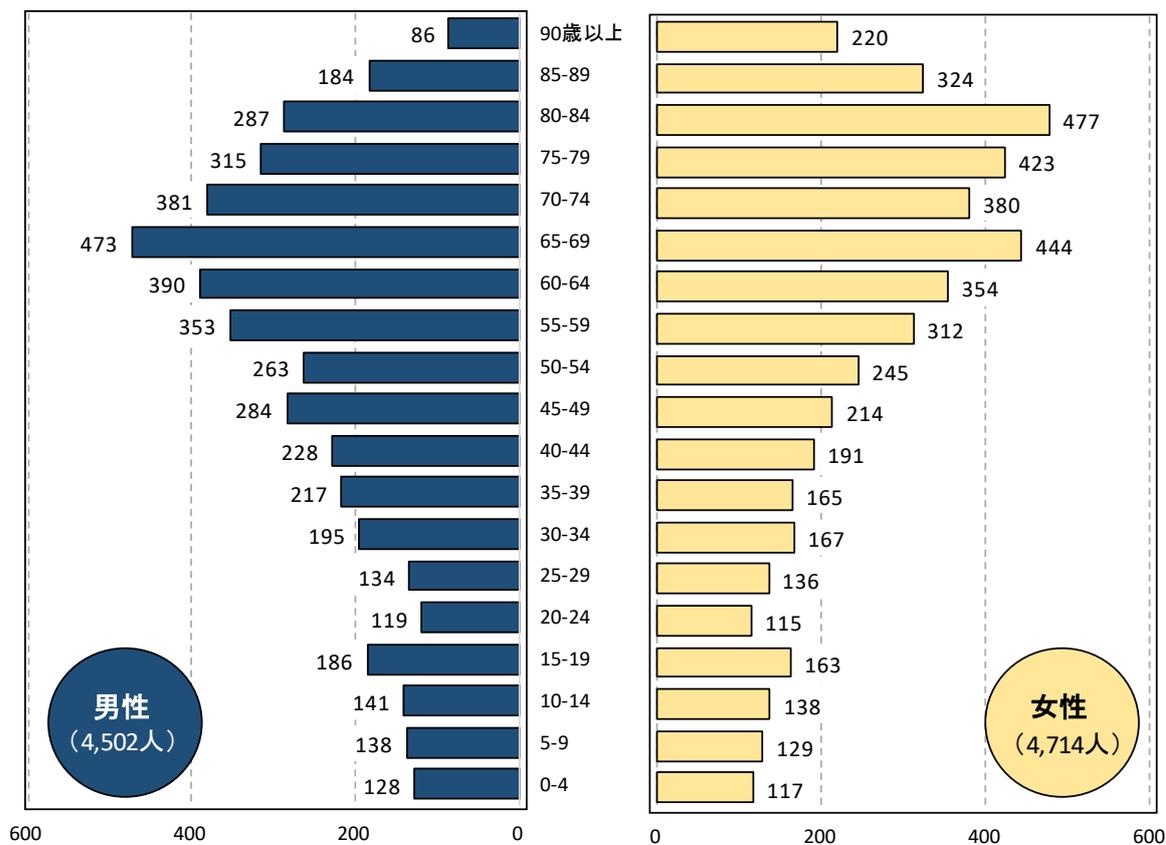
(2) 人口ピラミッド

令和元年9月末現在での人口ピラミッドをみると、男女とも年少人口が少なく将来の人口減少が予測されます。

男女ともに65歳から69歳の人口構成が多い傾向にあり、今後も65歳以上の高齢者数の大幅な増加が予想されます。

また、0歳から4歳の人口構成も少なく、将来の人口減少、少子高齢化がうかがえる人口構成となっています。

■人口ピラミッド

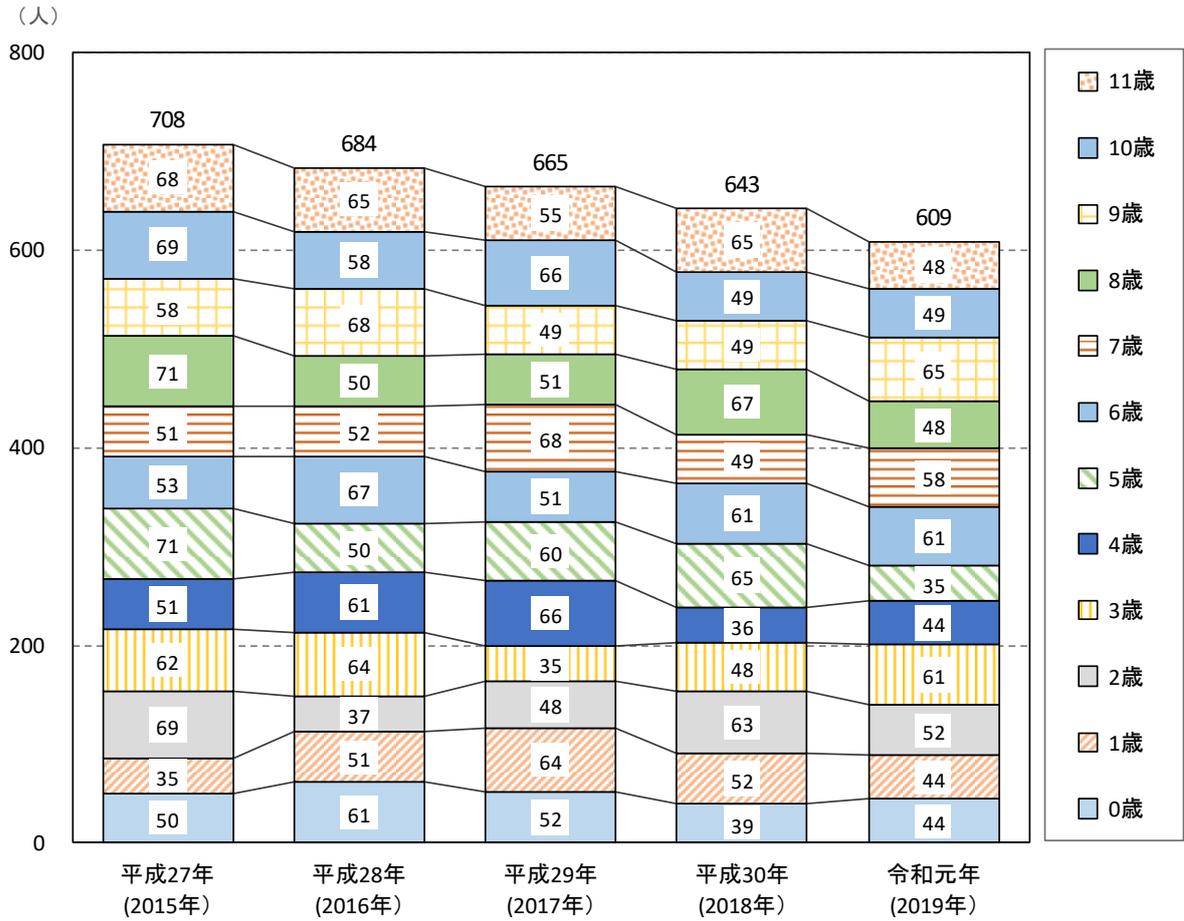


資料：住民基本台帳（令和元年9月末現在）

(3) 児童人口

11歳までの児童人口の推移をみると、減少傾向で推移し、平成27年に708人であった児童数が、令和元年には609人となり、99人の減少となっています。

■ 児童人口



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

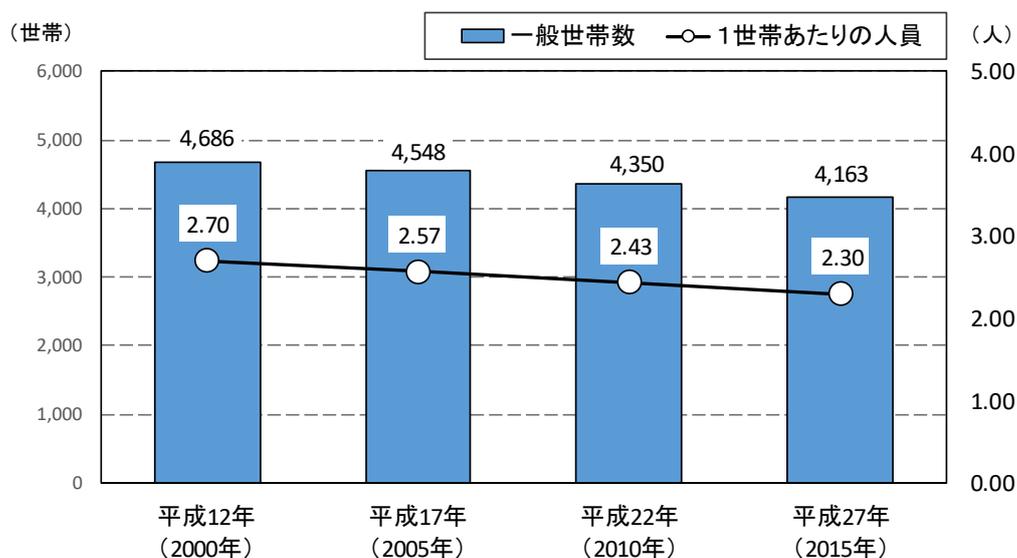
(4) 世帯の状況

国勢調査によると、世帯数は減少傾向で推移し、平成27年の調査では4,163世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、平成27年の調査では、2.30人となっています。

児童のいる世帯でみると、6歳未満親族のいる世帯及び18歳未満親族のいる世帯ともに減少傾向が見られます。

■世帯



資料：国勢調査

■児童のいる世帯

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
6歳未満親族のいる世帯				
世帯数	388	360	275	241
世帯人員	1,990	1,772	1,346	1,187
6歳未満の親族人員	531	504	366	332
18歳未満親族のいる世帯				
世帯数	1,128	947	735	609
世帯人員	5,379	4,449	3,394	2,775
18歳未満の親族人員	2,157	1,732	1,372	1,141

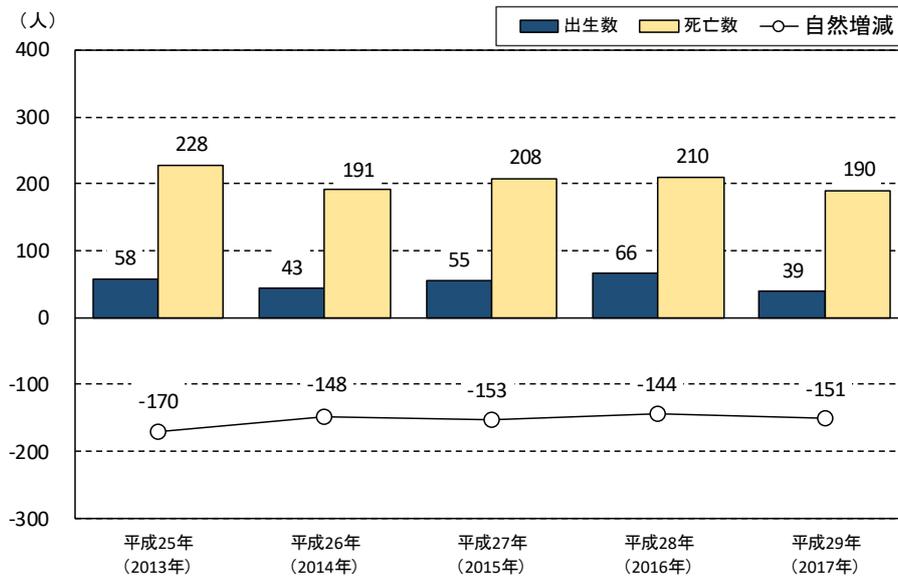
資料：国勢調査

(5) 自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を大きく上回り、自然増減は常にマイナスとなっています。平成29年の自然増数は、マイナス151人となっています。

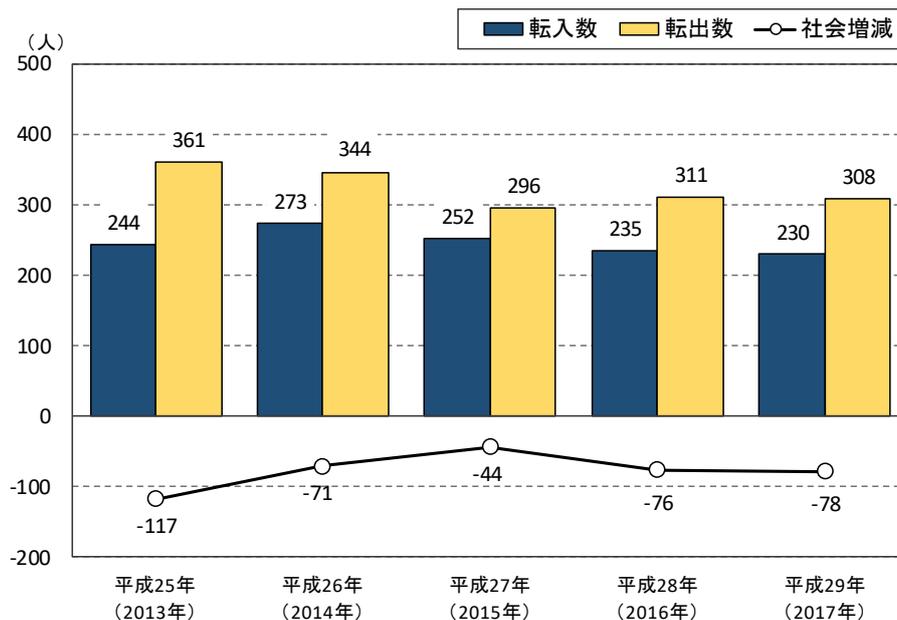
また、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回り、社会増減もマイナスで推移しています。平成29年の社会増数は、マイナス78人となっています。

■ 自然動態



資料：県人口動態統計（各年10月1日現在）

■ 社会動態

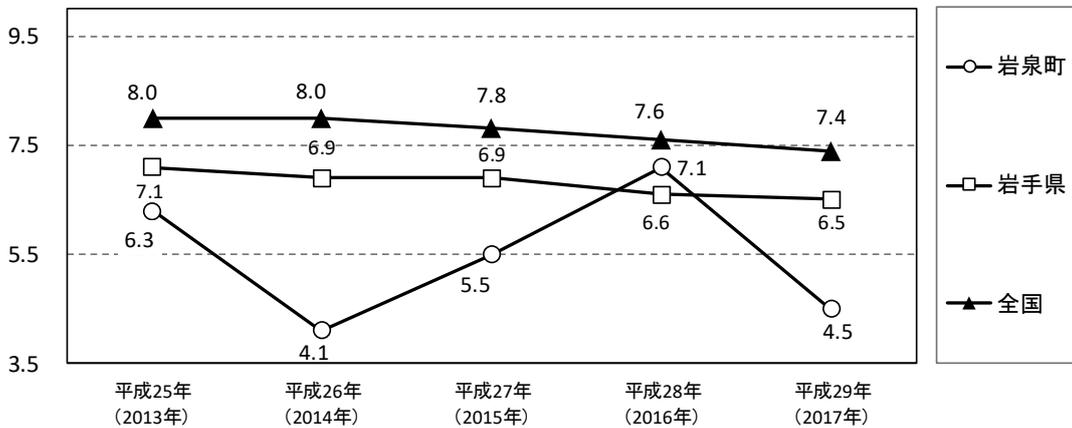


資料：県人口動態統計（各年10月1日現在）

(6) 出生率

出生率は、平成28年を除き、全国、県平均より低い値で推移し、平成29年の出生率は4.5となっています。

■出生率



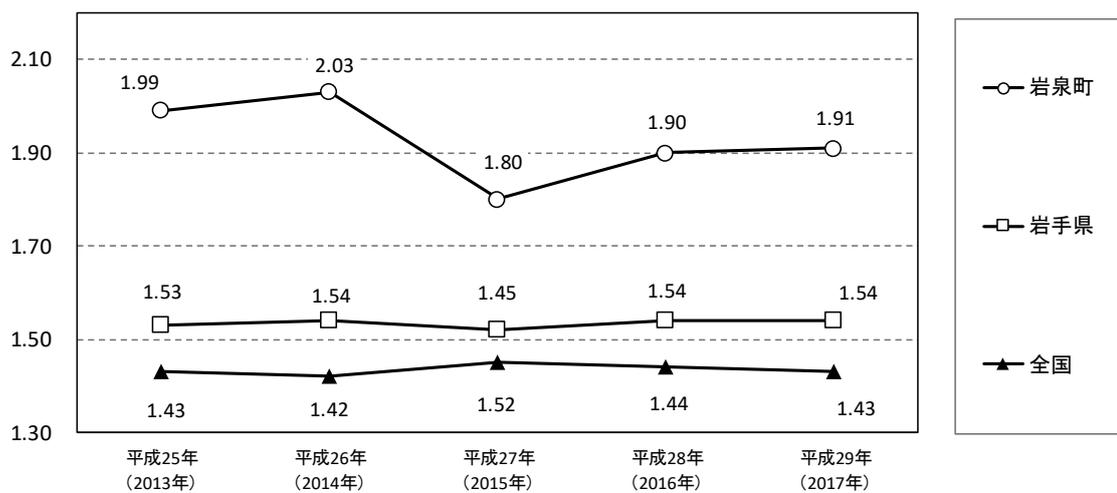
資料：県保健福祉年報（各年10月1日現在）

※出生率・・・年間出生数の人口に対する割合で、人口1,000人当たりにおける出生数

(7) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、常に全国、県平均より高い値で推移し、平成29年では、1.91となっています。

■合計特殊出生率



資料：県保健福祉年報（各年10月1日現在）

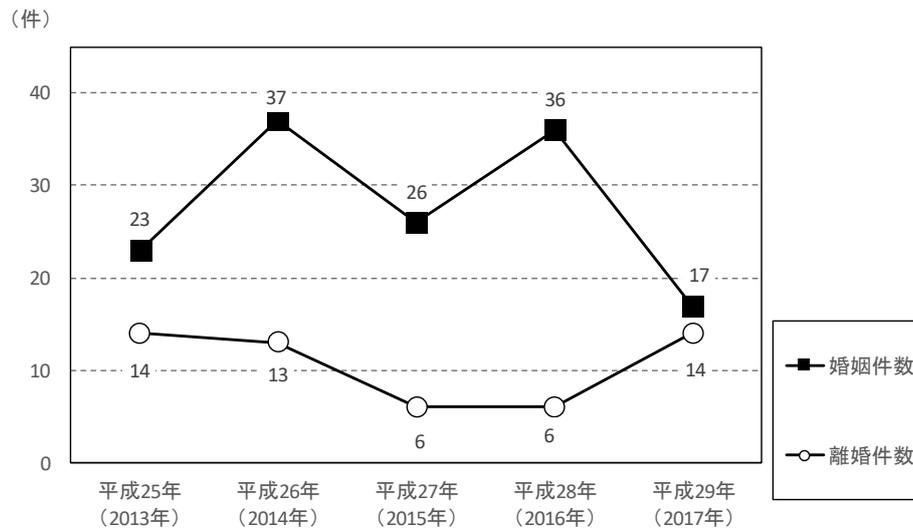
※合計特殊出生率・・・一人の女性が一生の間に産むとされる子どもの数を表す数値

(8) 婚姻・離婚

婚姻件数は、各年数値の増減がありますが、平成29年では、前年の36件から大きく減少し、17件となっています。

一方、離婚件数は、平成25年以降、減少傾向で推移していましたが、平成29年では14件と増加しています。

■婚姻・離婚



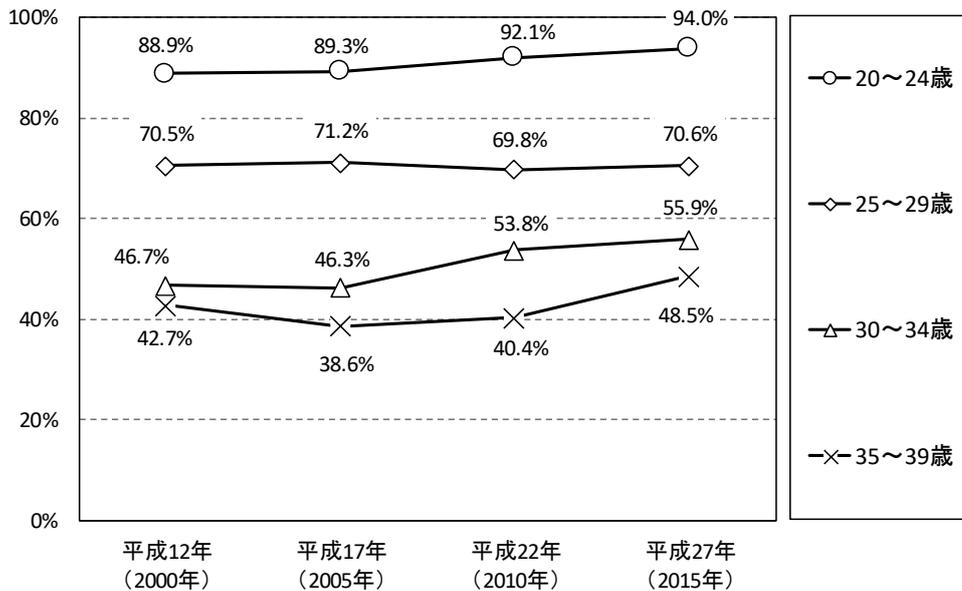
資料：県保健福祉企画室（人口動態）

(9) 未婚率

未婚率は、全体的に上昇がみられる中で、男性では 25～29 歳が概ね横ばい傾向となっています。また、平成 22 年から平成 27 年において、35～40 歳の未婚率が 8.1 ポイント上昇しています。

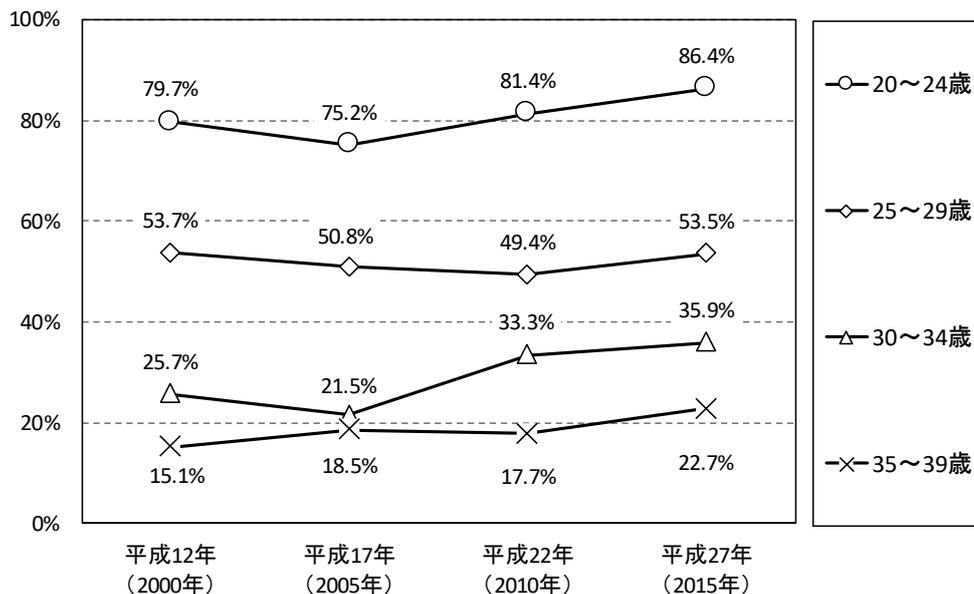
また、女性の未婚率は、20～24 歳の未婚率の上昇が大きく、平成 22 年から平成 27 年において、5 ポイント上昇しています。

■男性の未婚率



資料：国勢調査

■女性の未婚率



資料：国勢調査

(10) 就業状況

男女別の就業率の状況は、男性、女性共に増加傾向で推移しています。

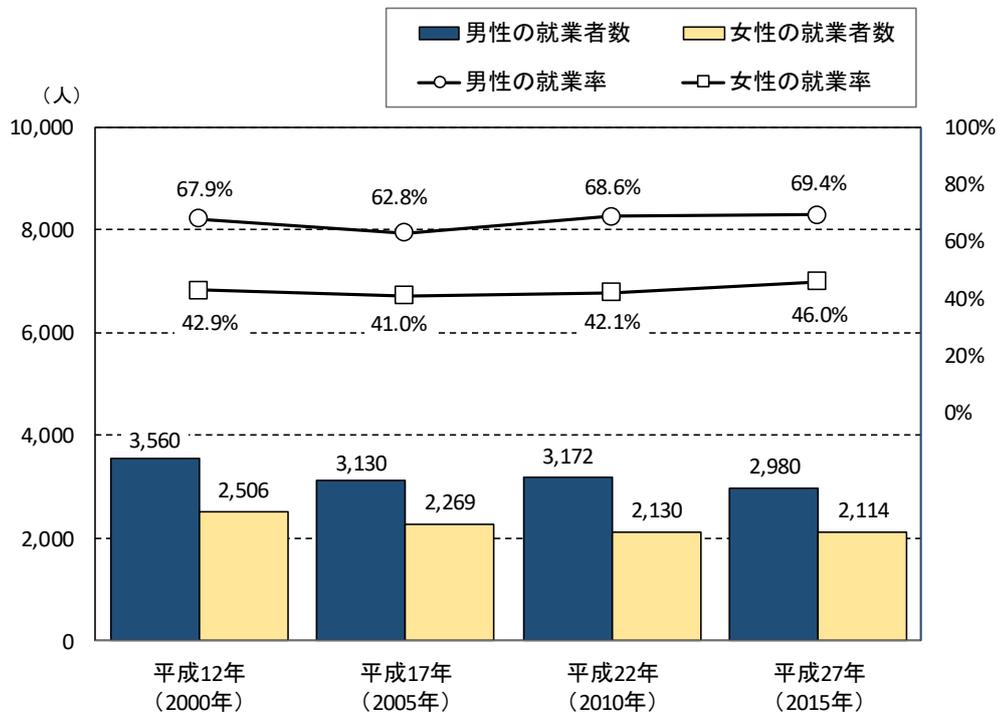
男女別産業分類は、男性、女性共に、3次産業従事者が半数近くを占めています。

男女年齢別の就業率は、男性では、15～19歳、35～39歳、80～84歳を除く年齢層で平成27年が最も高くなっています。

また、女性では、20～24歳の年齢層を除く年齢層で平成27年が最も高くなっています。

女性のM字型曲線が、平成27年ではほぼ無くなってきており、子育てと仕事を両立している女性が増えてきていることがうかがえます。

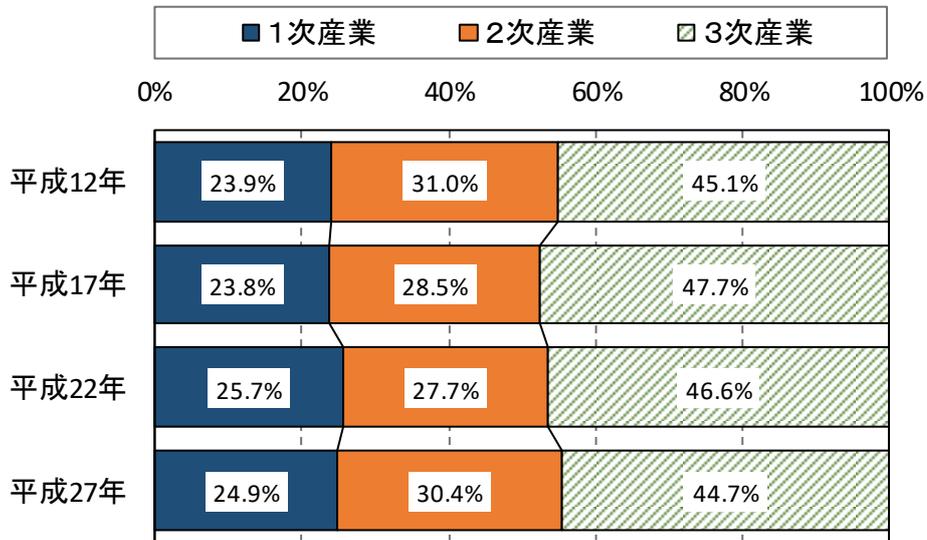
■男女別就業状況



資料：国勢調査

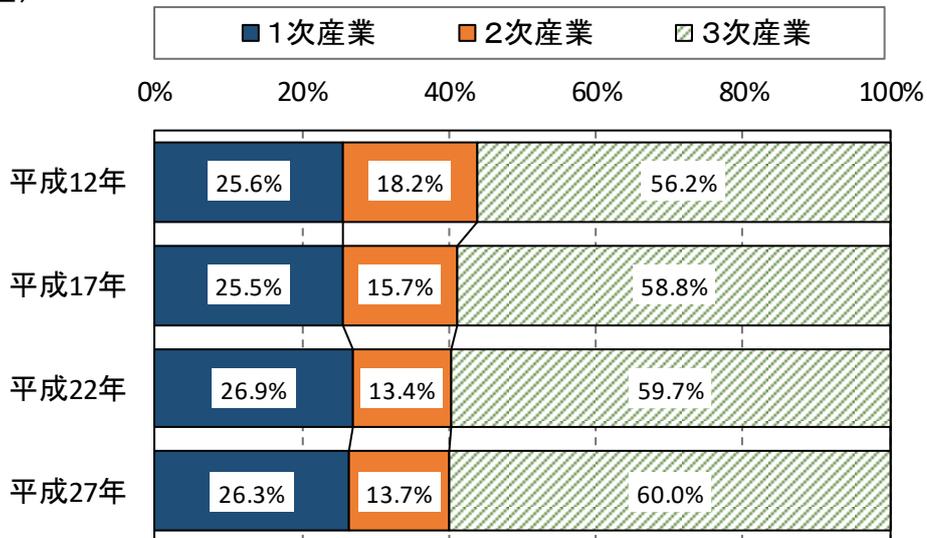
■男女別産業分類

(男性)



資料：国勢調査

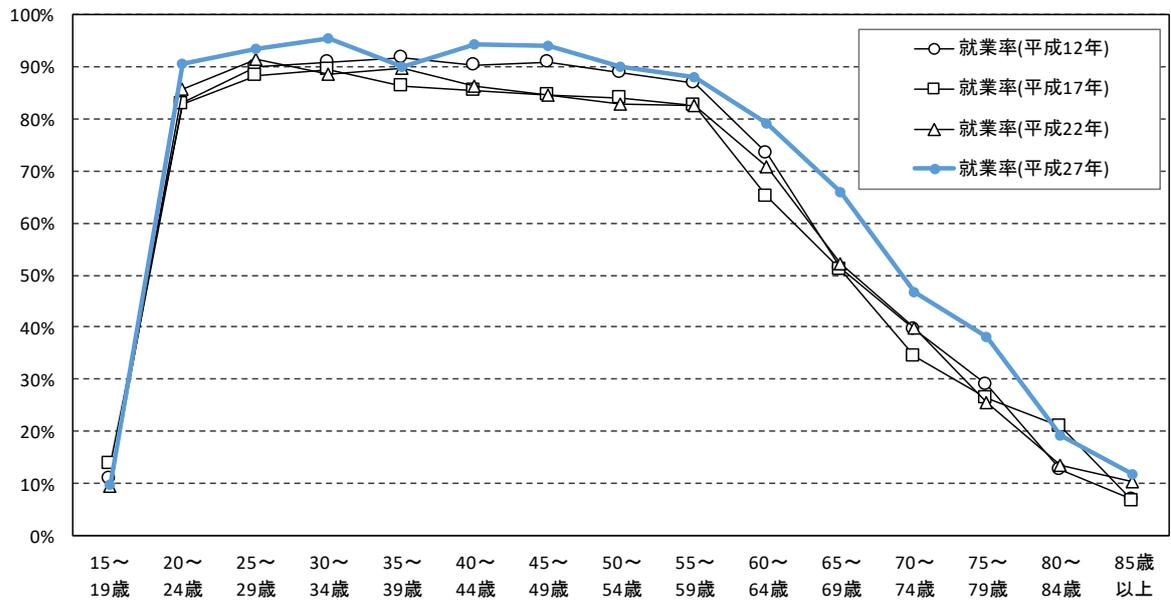
(女性)



資料：国勢調査

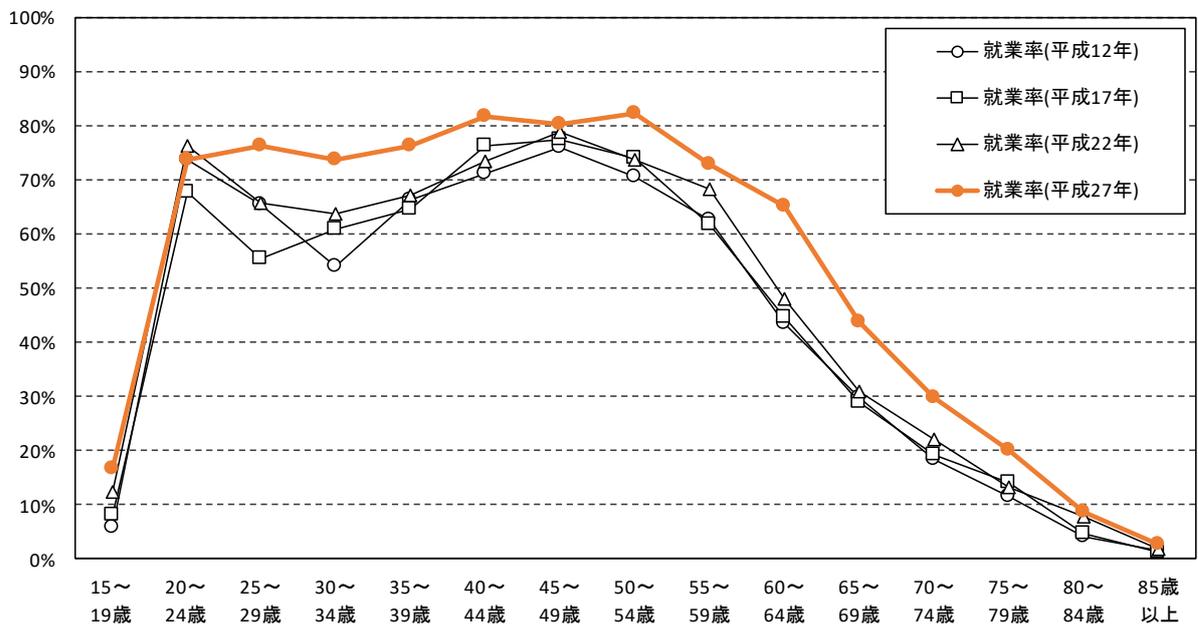
■男女年齢別就業状況

(男性)



資料：国勢調査

(女性)



資料：国勢調査

2 施設等の状況

(1) 保育所等の状況

現在、町内にある保育施設は、町立の認定こども園が3か所、民営の保育所が2か所となっています。

児童数は、過去5年間をみると減少傾向にあり、平成31年4月1日現在で204人となっています。

■保育所等の状況

(単位：人)

		定員数	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
児童数			209	236	229	229	214	204
町立保育園 ・ 認定こども園	小川保育園	45	42	-	-	-	-	-
	小本保育園	45	38	-	-	-	-	-
	いわいずみこども園	120	106	138	129	133	130	123
	こがわこども園	60	-	45	41	40	39	37
	おもとこども園	60	-	31	40	40	38	35
民営保育所	国見季節保育所	10	5	4	4	-	-	-
	釜津田保育所	10	5	3	4	3	4	5
	安家たんぼぼ保育園	10	3	3	5	3	-	-
	有芸保育所	10	3	4	3	6	3	4
	大川にこにこ保育園	15	7	8	3	4	-	-

資料：保健福祉課（平成31年4月1日）

■年齢別認定こども園在園児童数

(単位：人)

	定員	在籍児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
いわいずみこども園	120	3	14	24	27	27	28	123
こがわこども園	60	0	6	8	8	6	9	37
おもとこども園	60	2	4	6	9	8	6	35
合計	240	5	24	38	44	41	43	195

資料：保健福祉課（平成31年4月1日）

(2) 小学校

町内にある小学校は、令和元年5月1日現在で8校、35学級あります。

児童数は、減少傾向で推移し、令和元年5月1日現在で338人となっています。

■小学校の状況

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
学校数	13校	13校	12校	10校	10校	8校
学級数	48学級	48学級	45学級	42学級	42学級	35学級
単式	16学級	18学級	18学級	19学級	22学級	15学級
複式	29学級	26学級	23学級	17学級	14学級	13学級
特別支援	3学級	4学級	4学級	6学級	6学級	7学級
児童数	428人	382人	347人	347人	326人	338人
男児	223人	202人	179人	183人	174人	183人
女児	205人	180人	168人	164人	152人	155人
教員数	94人	93人	83人	79人	76人	67人

資料：学校基本調査（令和元年5月1日）

■小学校の児童数

（単位：人）

	在籍児童数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
岩泉小学校	32	31	30	23	19	35	170
大川小学校	2	1		6		2	11
釜津田小学校	1	1	1	1	2	1	7
小川小学校			6	2	2	4	14
門小学校	12	10	10	7	10	8	57
安家小学校		1	2			2	5
有芸小学校	1	3		2	1	1	8
小本小学校	16	8	8	11	7	16	66
合計	64	55	57	52	41	69	338

資料：学校基本調査（令和元年5月1日）

(3) 中学校

町内にある中学校は、令和元年5月1日現在で5校、17学級あります。

児童数は、減少傾向で推移し、令和元年5月1日現在で168人となっています。

■中学校の状況

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
学校数	5校	5校	5校	5校	5校	5校
学級数	17学級	17学級	17学級	17学級	17学級	17学級
単式	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級
複式	1学級	1学級	2学級	2学級	2学級	2学級
特別支援	4学級	4学級	3学級	3学級	3学級	3学級
生徒数	232人	248人	246人	216人	196人	168人
男子	120人	131人	132人	117人	102人	78人
女子	112人	117人	114人	99人	94人	90人
教員数	48人	46人	47人	48人	50人	48人

資料：学校基本調査（令和元年5月1日）

■中学校の生徒数

（単位：人）

	在籍生徒数			
	1年	2年	3年	合計
岩泉中学校	31	37	24	92
釜津田中学校	3	4	3	10
小川中学校	7	15	17	39
安家中学校			3	3
小本中学校	8	10	6	24
合計	49	66	53	168

資料：学校基本調査（令和元年5月1日）

(4) 放課後児童クラブ

町内にある放課後児童クラブは、現在、3か所あります。

利用児童数は、平成31年4月1日現在で92人となっています。

■利用児童数（登録児童数）

（単位：人）

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
いわいずみ放課後児童クラブ	31	39	36	41	48	52
おもと放課後児童クラブ	17	12	10	13	16	22
小川放課後児童クラブ	—	—	—	—	—	18
合計	48	51	46	54	64	92

資料：保健福祉課（平成31年4月1日）

3 ニーズ調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

平成24年に制定された子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から5年間の「子ども・子育て支援事業計画」策定に必要な、教育や保育、子育て支援の今後の見込みを把握するために行いました。

②調査対象

【就学前児童】 就学前児童のお子さんがある世帯 343 人全数調査しました。

【就学児童】 小学生のお子さんがある世帯 326 人全数調査しました。

③調査の方法

就学前児童調査：認定こども園や保育所等を利用している就園児の保護者に対する調査は、施設を通し調査票を配布・回収し、未就園児の保護者には郵送により調査票を配布・回収しました。

小学校児童調査：小学校を通して調査票を配布・回収しました。

④調査の実施時期

平成30年12月7日～平成30年12月21日

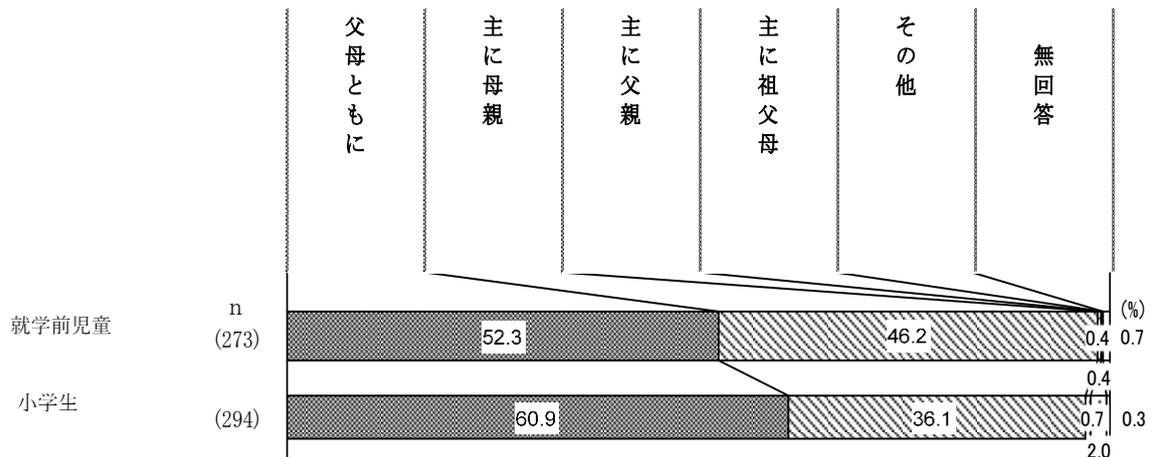
⑤配布・回収の結果

区 分	就学前児童の保護者			小学校児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
町全域	343 人	273 人	79.6%	326 人	294 人	90.2%

(2) 調査結果

①主な保育者の状況

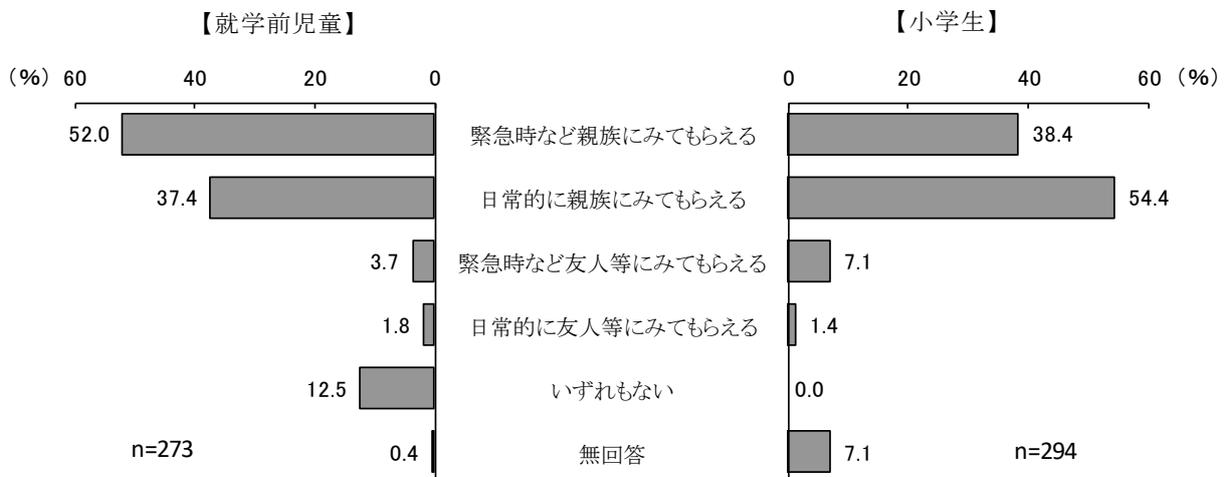
主な保育者の状況を見ると、「就学前児童」では「父母ともに」(52.4%)と「主に母親」(46.2%)が大半を占めています。「小学生」でも「父母ともに」(60.9%)と「主に母親」(36.1%)で同じような傾向となっています。



②子どもをみてもらえる親族・知人の有無

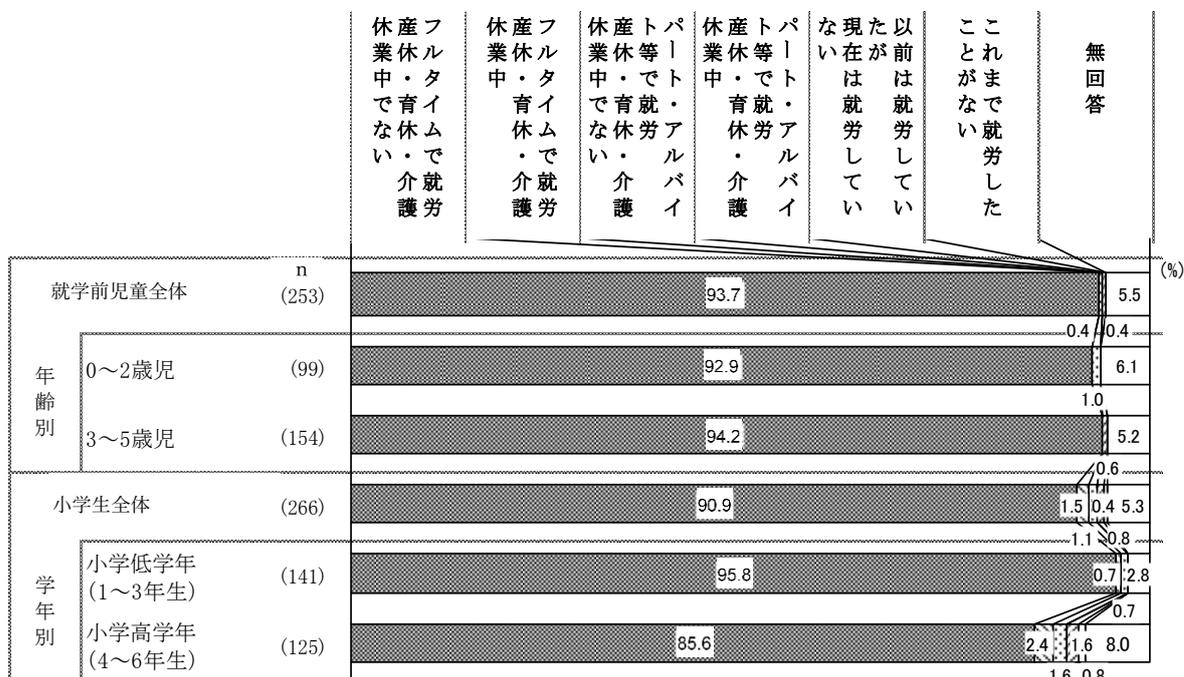
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「就学前児童」では、「緊急時など親族にみてもらえる」(52.0%)と「日常的に親族にみてもらえる」(37.4%)の順となっており、大半を占めています。

「小学生」では、「日常的に親族にみてもらえる」(54.4%)と「緊急時など親族にみてもらえる」(38.4%)の順となっています。



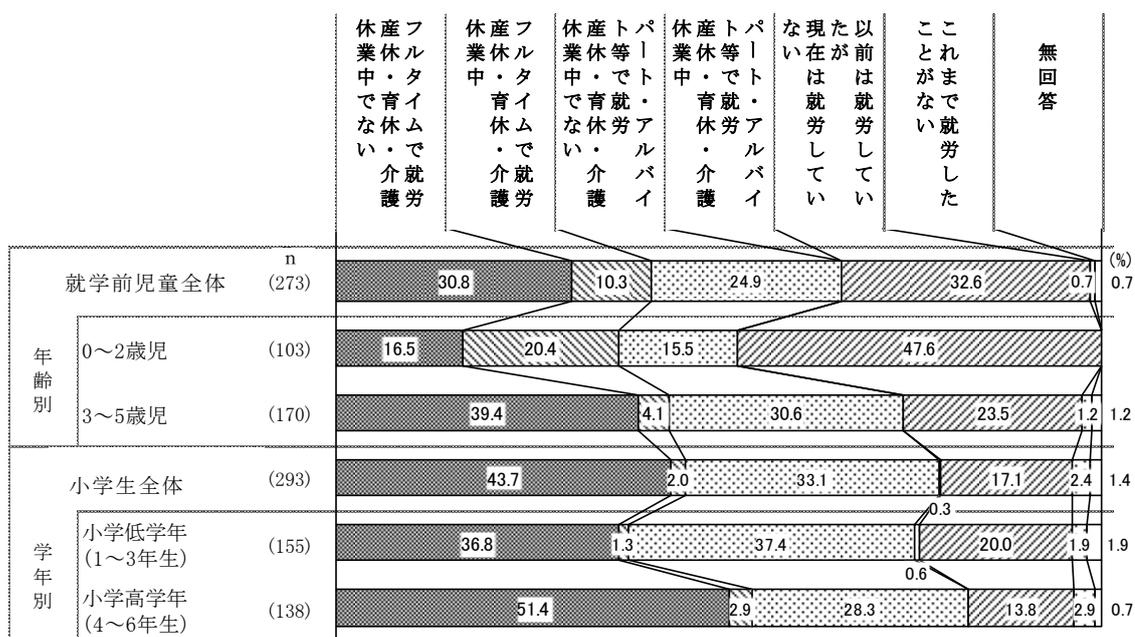
③父親の就労状況

「就学前児童」・「小学生」ともに、「フルタイムで就労している」が9割を超えています。



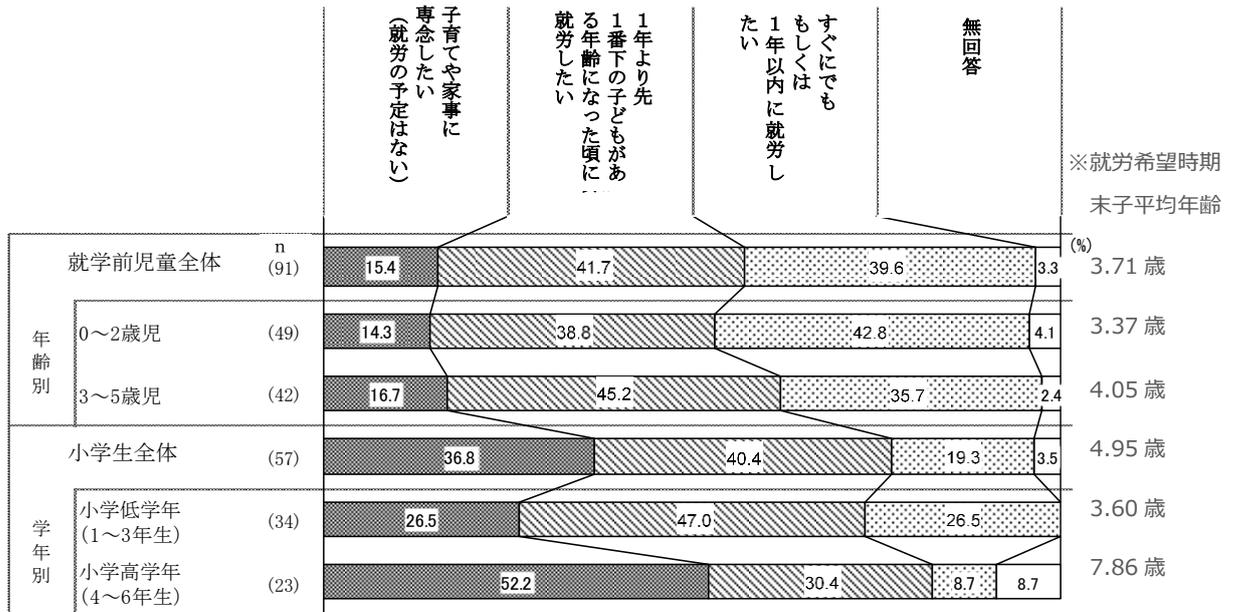
④母親の就労状況

母親の就労状況は、「就学前児童」は、「以前は就労していたが現在は就労していない」(32.6%)が最も高く、「小学校」では、「フルタイムで就労している」(43.7%)が最も高くなっています。



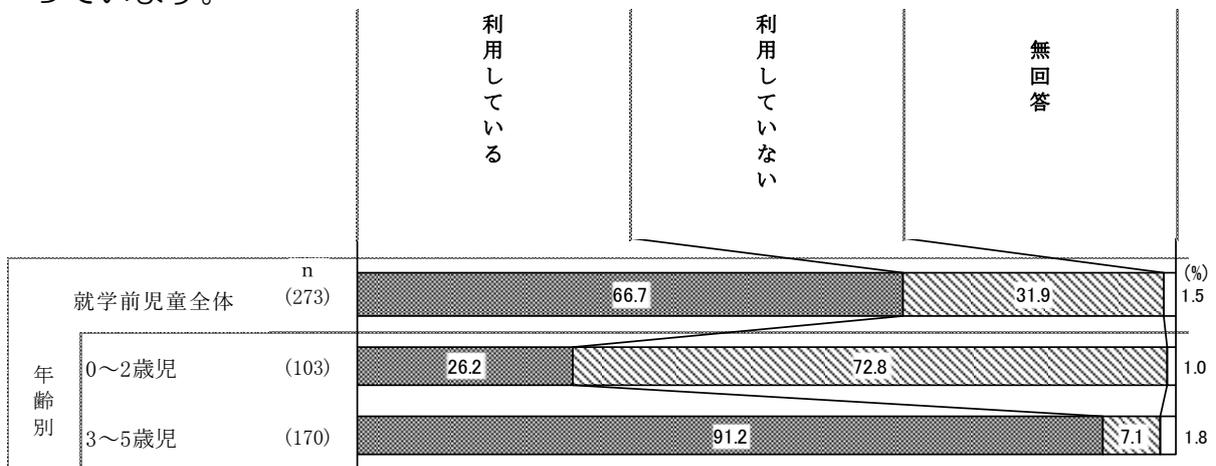
⑤母親の就労希望

今後の就労希望を全体でみると、「就学前児童」・「小学生」ともに「1年より先一番下の子どもがある年齢になったところに就労したい」が最も高くなっています。「就学前児童」は「すぐにでももしくは1年以内に就労したい」(39.6%)が続いているのに対し、「小学生」では、「家事や子育てに専念したい」(36.8%)が続いています。「就学前児童」が「小学生」よりも就労希望をもっています。



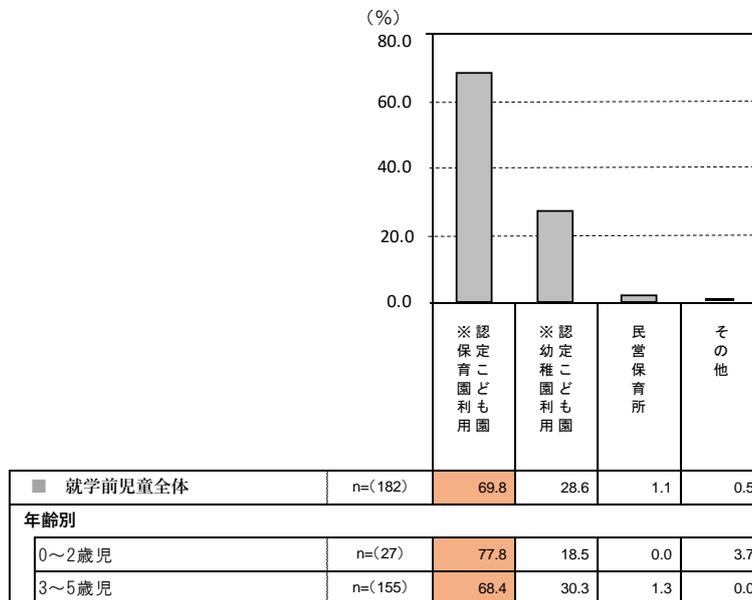
⑥定期的な教育・保育の事業の利用について

定期的な教育・保育の事業の利用は「利用している」が66.7%を占め、「利用していない」は31.9%となっています。年齢別でみると、「0~2歳児」は、「利用している」が26.2%に留まっているのに対し、「3~5歳児」では、「利用している」が91.2%と大多数を占め、子どもの年齢によって利用状況が異なります。



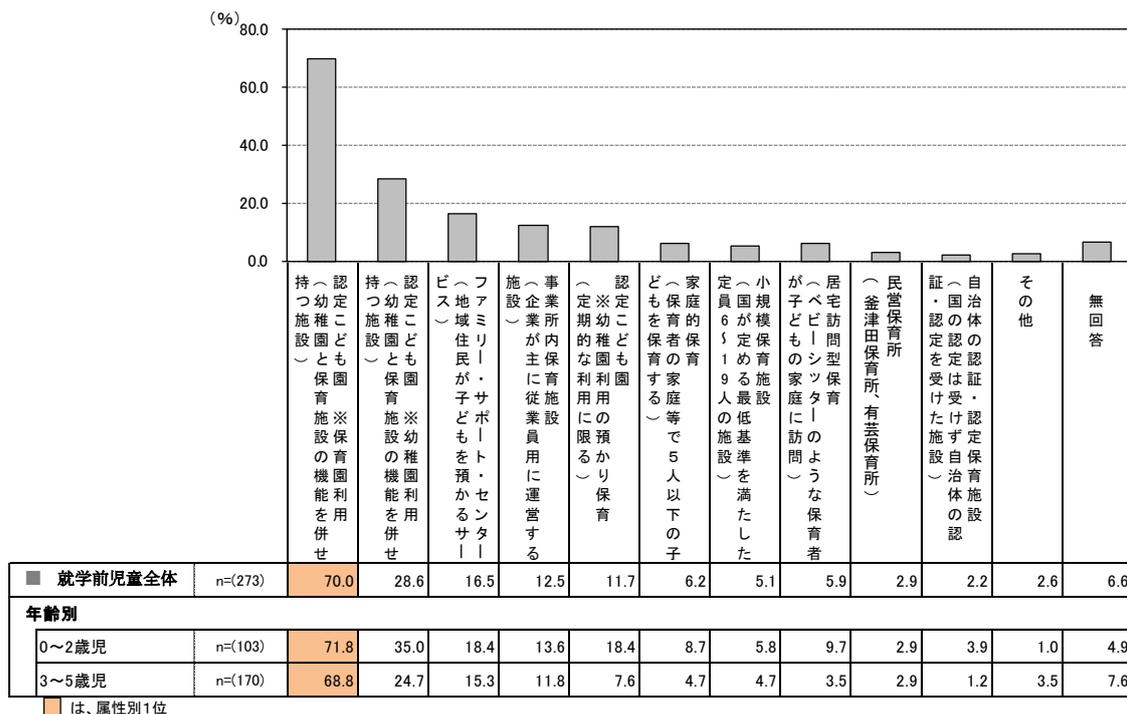
⑦ 平日の教育・保育の事業として定期的に利用している事業

現在利用している事業では、「認定こども園 ※保育園利用」が69.8%で最も多く、「認定こども園 ※幼稚園利用」が28.6%で続き、「認定こども園（保育園＋幼稚園）」で98.4%を占めています。



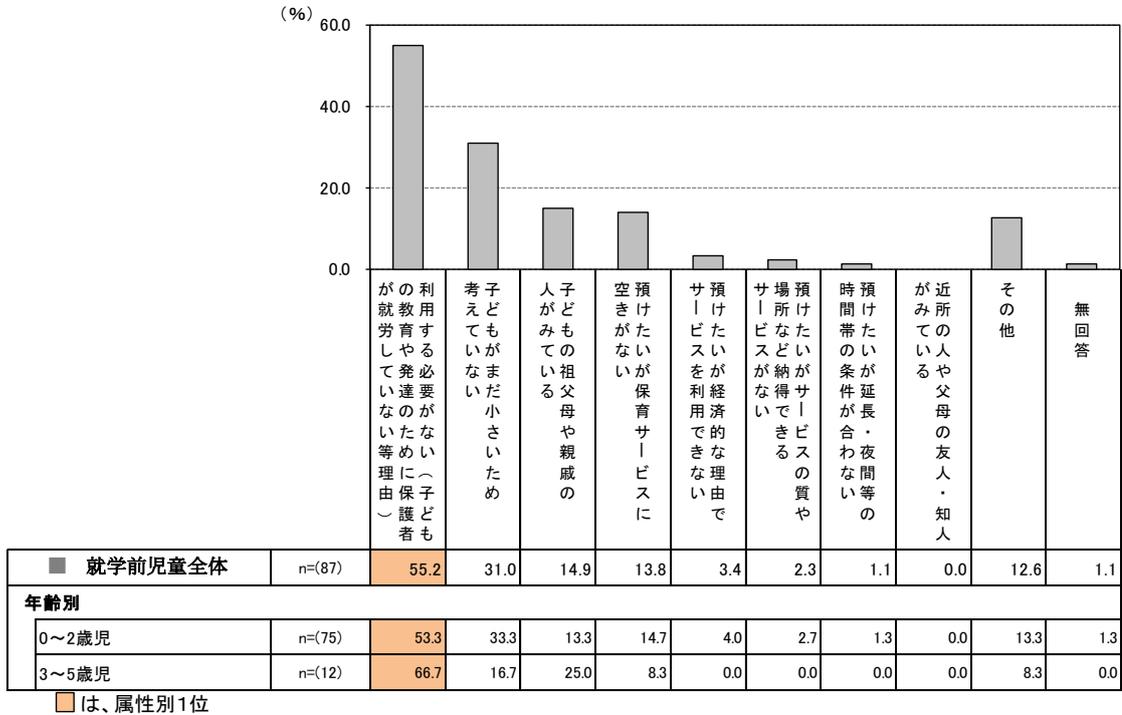
⑧ 平日の教育・保育の事業として定期的に利用したい事業

平日の教育・保育の事業として、利用したいと考える事業は、「認定こども園 ※保育園利用」が70.0%を占め、次いで「認定こども園 ※幼稚園利用」(28.6%)、「ファミリー・サポート・センター」(16.5%)、「事業所内保育施設」(12.5%)となっています。



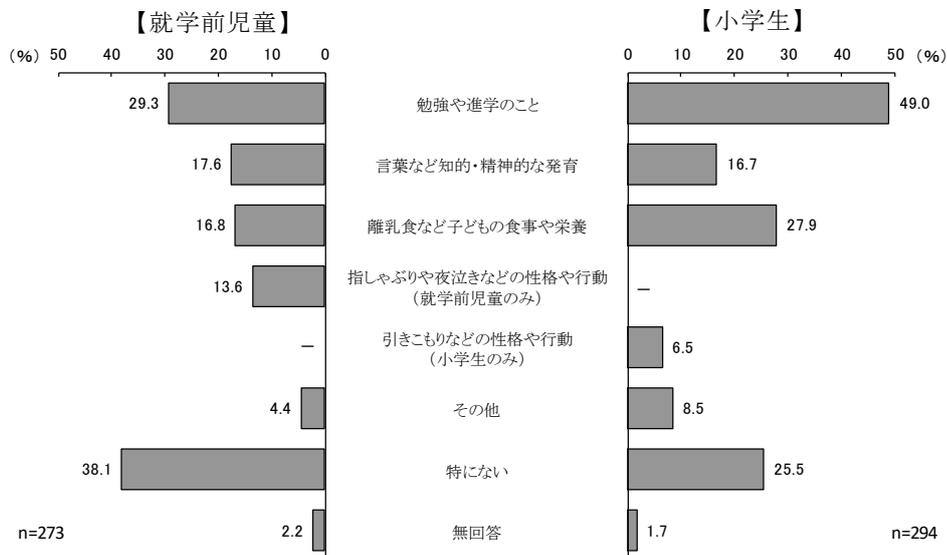
⑨教育・保育事業を利用していない理由

教育・保育事業を利用していない理由は、「利用する必要がない」が55.2%を占めており、「子どもがまだ小さいため考えてない」が31.0%で続いています。



⑩子育ての悩みや不安(子どものこと)

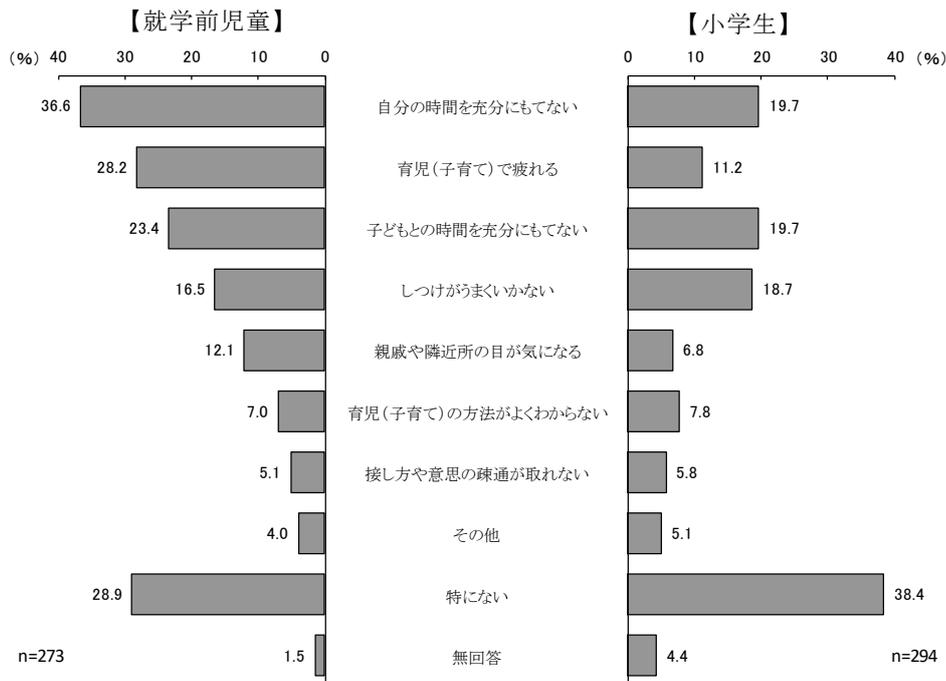
子どものことについての悩みや不安は、「就学前児童」は、「特にない」(38.1%)が最も高くなり、「勉強や進学のこと」(29.3%)、「言葉など知的・精神的な発現」(17.6%)、「離乳食など子どもの食事や栄養」(16.8%)が続いています。「小学生」では、「勉強や進学のこと」が49.0%でほぼ半数を占めて、最も悩んでいる項目になっています。



⑪子育ての悩みや不安（自分のこと）

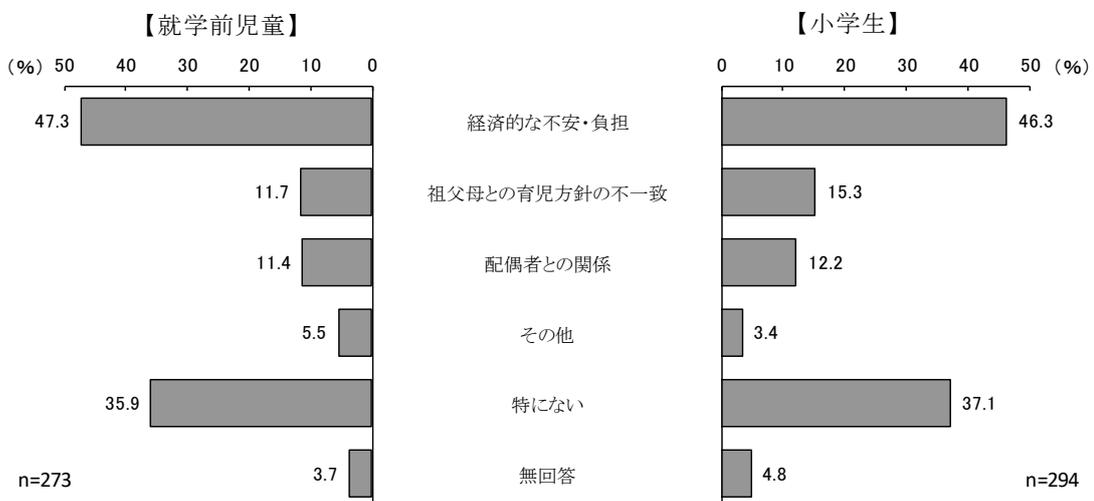
自分のことについての悩みや不安は、「就学前児童」は、「自分の時間を充分にもてない」（36.6%）が最も高くなり、「特にない」（28.9%）、「育児で疲れる」（28.2%）が続いています。

「小学生」では、「特にない」（38.4%）が最も高くなり、「自分の時間を充分にもてない」と「子どもとの時間を充分にもてない」がともに19.7%で並び、「しつけがうまくいかない」（18.7%）が僅差が続いています。



⑫子育ての悩みや不安（家庭のこと）

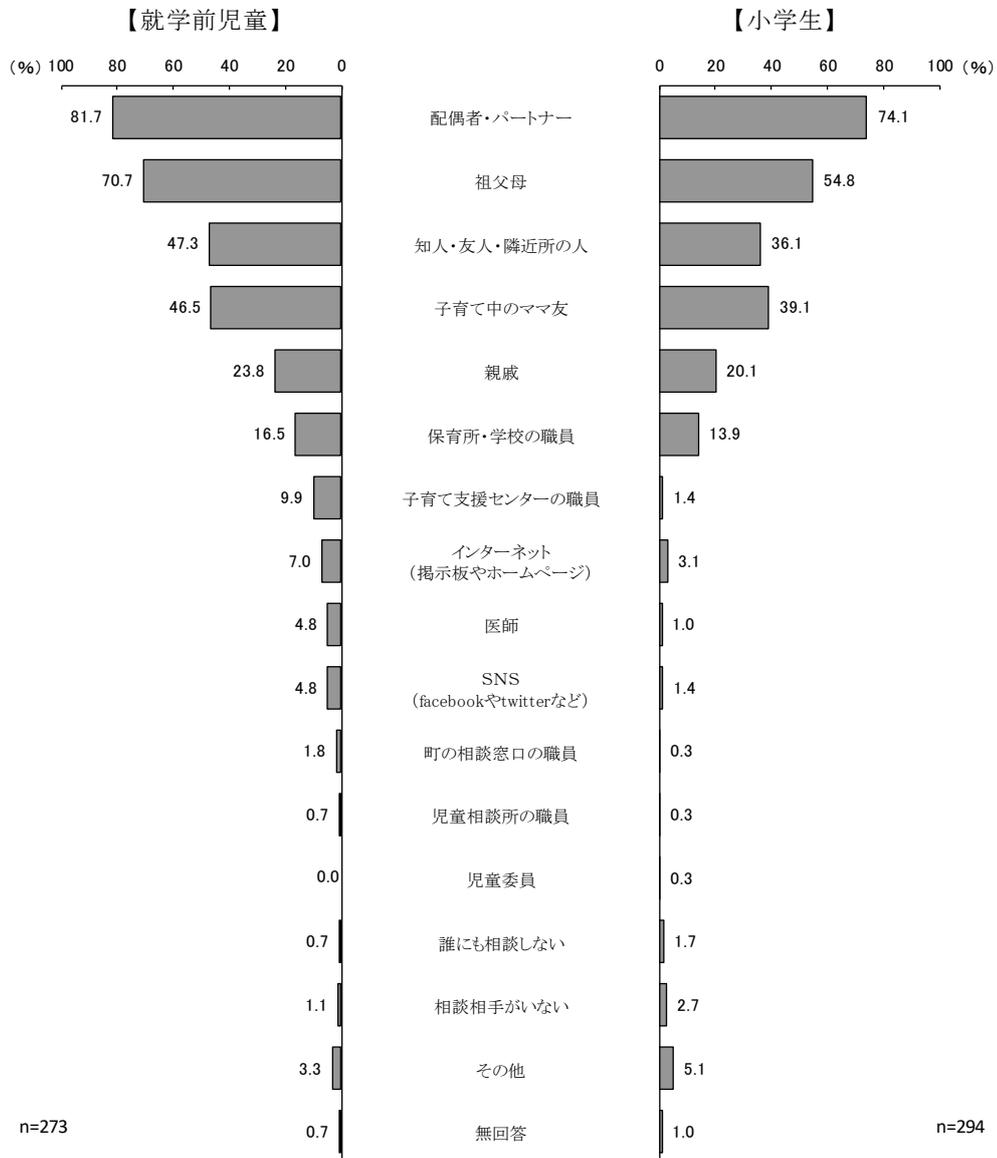
「就学前児童」・「小学生」ともに、「経済的な不安・負担」が最も高くなり、「特にない」、「祖父母との育児の方針の不一致」と続いています。



⑬子育てについての相談相手の有無

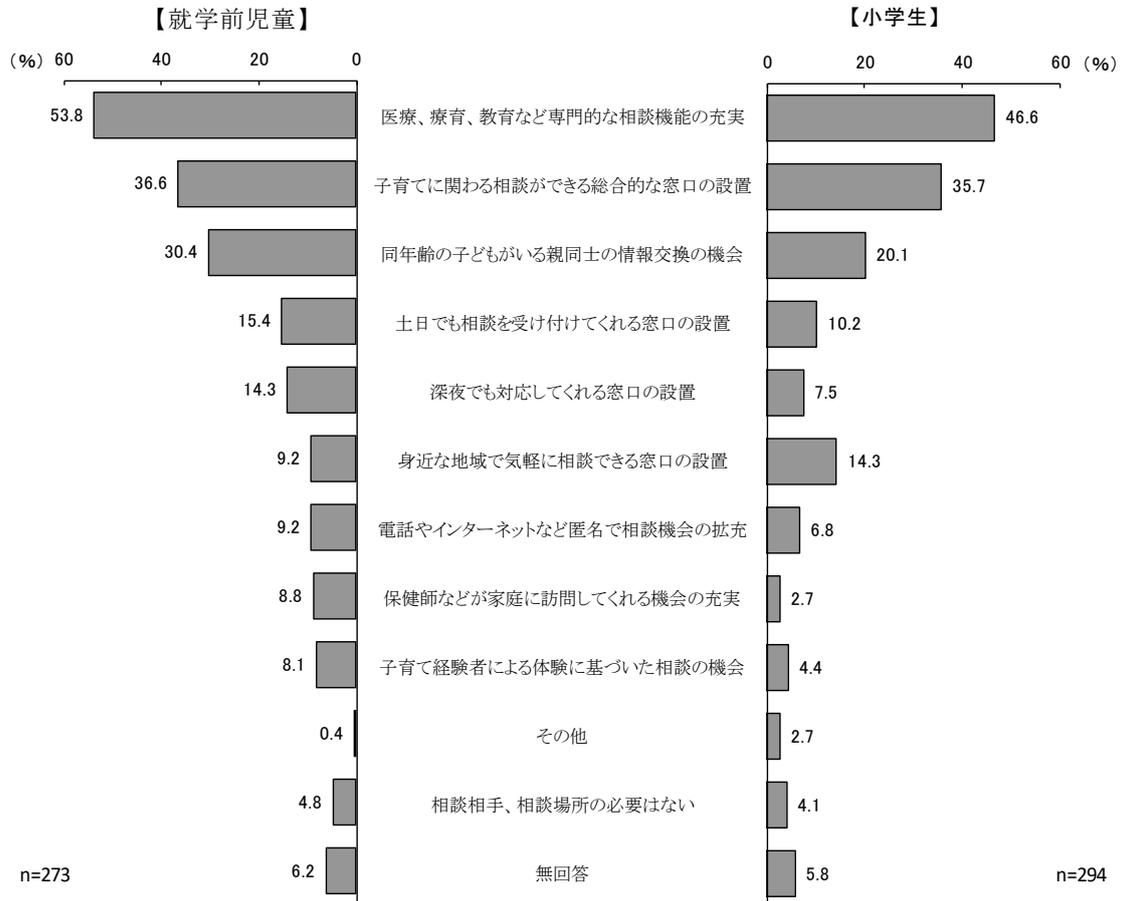
子育てについての相談相手については、「就学前児童」・「小学生」とともに「配偶者・パートナー」が最も高くなり、「祖父母」が続いています。

「就学前児童」は、「知人・友人・隣近所の人」が続いていますが、「小学生」では、「子育て中のママ友」が続いています。



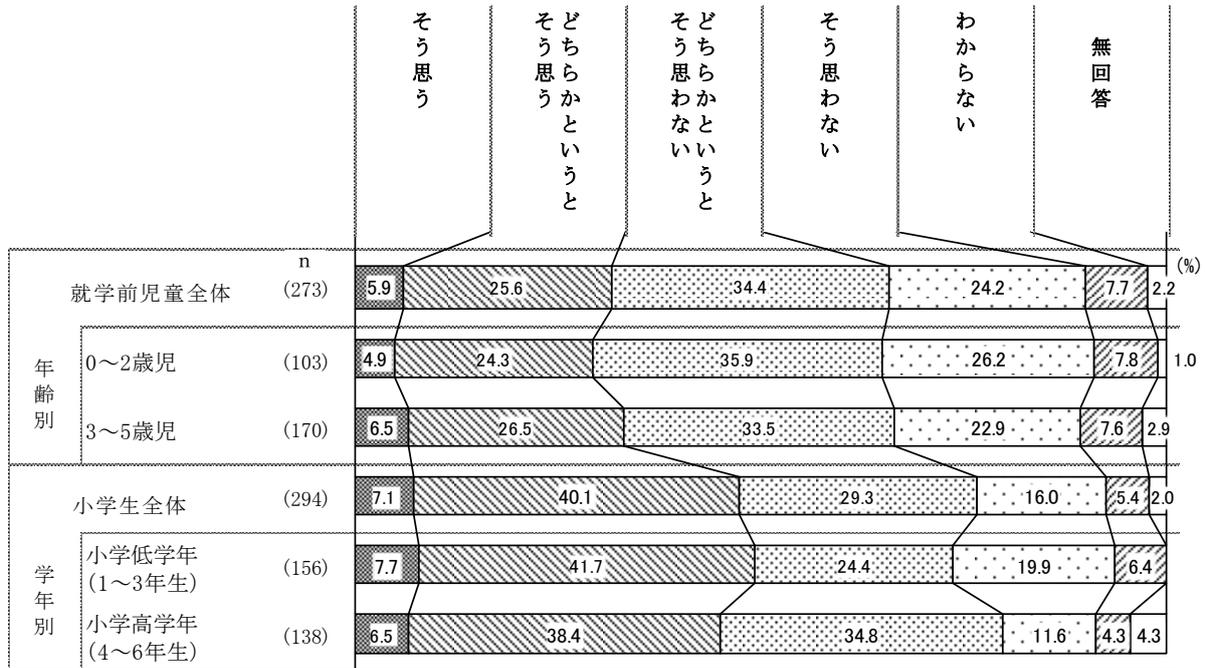
⑭子育てについて相談相手や場所で必要だと思うこと

子育てについて相談相手や場所で必要だと思うことでは、「就学前児童」・「小学生」ともに「医療、療育、教育など専門的な相談機能の充実」が最も高くなり、「子育てに関わる相談ができる総合的な窓口の設置」、「同年齢の子どもがいる親同士の情報交換の機会」、「同年齢の子どもがいる親同士の情報交換の機会」が続いています。



⑮ 岩泉町の子育て環境

岩泉町は、子育てをしやすいところだと思うかは、「そう思う」・「どちらかというと思う」が「0～2歳児」では 29.2%、「3～5歳児」で 33%、「小学低学年」で 49.4%と年齢が高くなるにつれ「子育てのしやすさ」が高くなっていますが、「小学高学年」では 44.9%と、「小学低学年」より 4.5 ポイント下降しています。

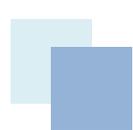


4 子ども・子育て支援事業計画の評価

■地域子ども・子育て支援事業（第1期）の評価

事業名	令和元年度 量の見込み 計画値	令和元年度実績	備考
① 地域子育て支援拠点事業	1 か所	1 か所	
② 妊婦健康診査	585 人	308 人	
③ 乳幼児家庭全戸訪問事業	45 人	23 人	
④ 養育支援訪問事業	20 人	30 人	
⑤ 一時預かり事業	1,179 人	103 人	
⑥ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	75 人	94 人	

※令和元年度実績：令和元年10月末日時点の数値



第3章

計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

未来を担う子どもたちを 安心して産み育てられるまちづくり

子どもの健やかな成長は、保護者や家族の願いであると同時に、社会全体の願いでもあります。急速な少子化が進行する中、核家族化や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から子育てに関する助言や支援を得ることが困難になるなど、家庭及び地域を取り巻く環境は大きく変化してきています。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるために、家庭はもとより、学校・企業・地域・行政など、町全体の愛情で包みながら、子どもと保護者が心身ともに健やかに成長できる保育環境の整備や、子育て支援体制の充実を図っていく必要があります。

そして、次代の子どもたちの育成は、将来の社会の発展にとって不可欠であり、そのためにも、「子育て」は次代を形成するための社会共通の課題として位置付け、町全体で支える子育て環境づくりに取り組むことが重要です。

そこで、未来を担う子どもと、その子どもを一番身近で支えている保護者の成長を町全体で支え、子どもの最善の利益が確保されるよう

「未来を担う子どもたちを

安心して産み育てられるまちづくり」

を「岩泉町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の基本理念として、子育て支援施策の推進を図っていきます。

2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの項目を基本目標として掲げ、子育て支援施策の展開を図ります。

1 子ども・子育て環境の整備

安心して子どもを育てながら、働くことができる環境をつくるためには、利用しやすい保育サービスの確保、地域における様々な子育てサービスの充実、放課後児童健全育成対策等に取り組む必要があります。

保育サービスの確保に努め、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、放課後の児童の居場所を確保し、子どもと保護者が健やかに成長できるように努めます。

2 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待やいじめ、不登校などの社会問題に対して、関係機関の連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

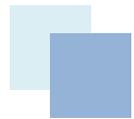
また、離婚などの増加により、ひとり親家庭等が増加していることから、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や支援体制の整備を図ります。

さらに、障がいの原因となる疾病などの早期発見・早期治療を目指すとともに、関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

3 仕事と子育ての両立を目指す環境の整備

仕事と子育てを両立していくためには、男性を含めた働き方の見直しや多様な働き方が実現できるよう努め、育児や家事、仕事に対するこれまでの男女の意識を変えていくとともに、事業所が積極的に子育てを支援する環境を整備していく必要があります。

そのために、男性の子育て参加を促し、夫婦が協力して家事・育児ができる環境づくりに努めるなど男女共同参画の意識を啓発し、子育て世帯に対する職場の理解を得るために幅広く事業所に対し協力を呼びかけながら、育児休業などの子育て支援制度の普及促進・啓発を図り、仕事と子育ての両立を目指します。



第4章

子ども・子育て支援事業計画

第4章 子ども・子育て支援事業計画

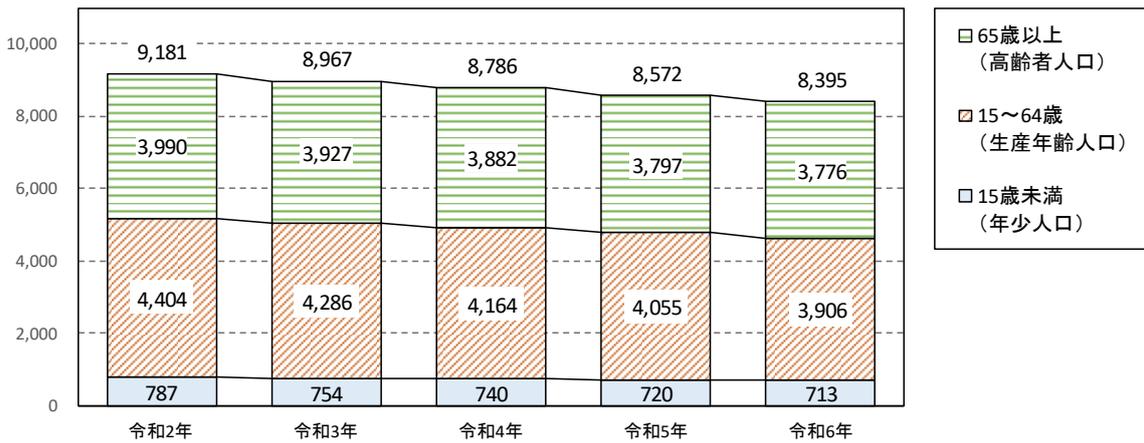
1 子ども・子育て環境の整備

(1) 人口推計

平成27年から平成31年の住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法により推計すると、減少傾向で推移し、令和6年の総人口は8,395人と予測されます。また、年齢3区分別人口割合では、年少人口割合は概ね横ばい、生産年齢人口割合は減少傾向、高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移すると予測されます。

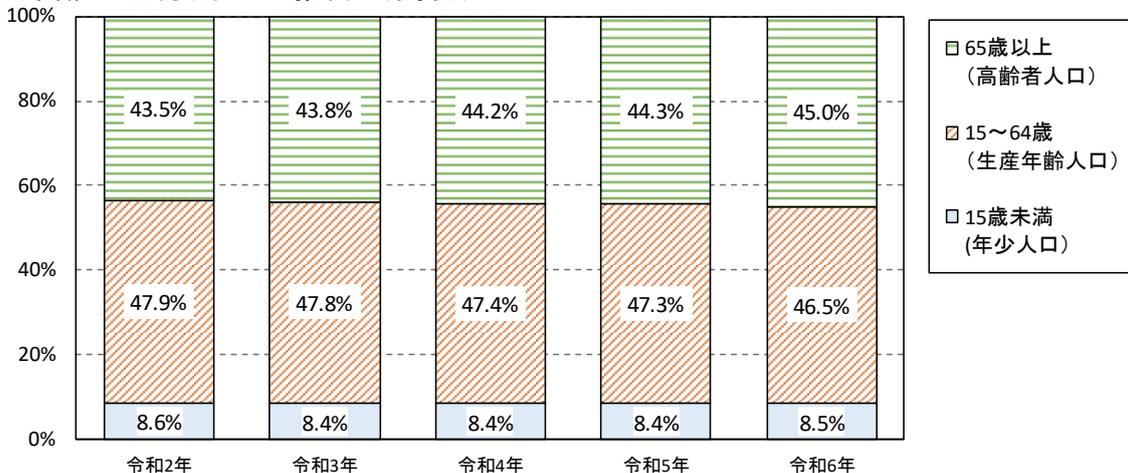
■年齢3区分別人口

(人)



資料：平成27年から平成31年の住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による推計

■年齢3区分別人口推計（割合）

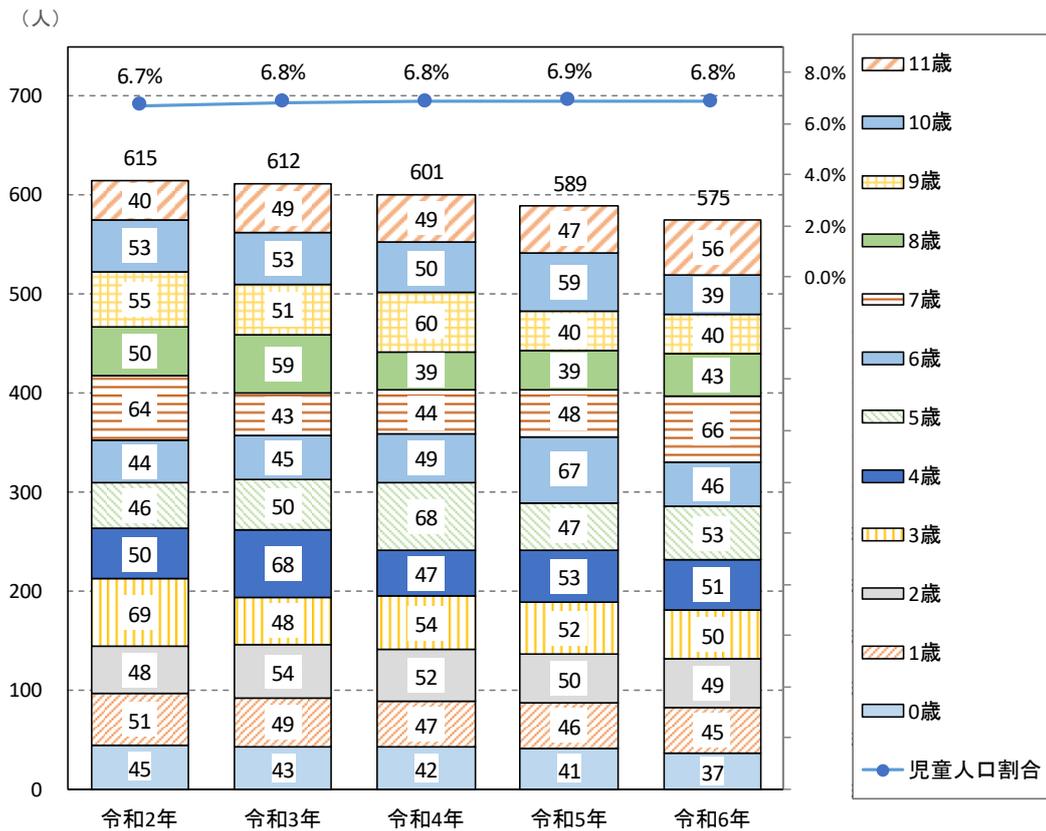


資料：平成27年から平成31年の住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による推計

(2) 児童人口の推計

平成27年から平成31年の住民基本台帳を基に、児童人口をコーホート変化率法により推計すると、減少傾向で推移し、令和6年の児童人口は575人と予測されます。

■児童人口推計



資料：平成27年から平成31年の住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による推計

(3) 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」、「②提供体制の確保の内容」、「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割の事です。

設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況とそれらを提供するための施設整備の状況などを総合的に勘案して設定します。

本町の「教育・保育提供区域」は、保育所等の設置状況及び利用状況、地域子ども・子育て事業の各事業の多くが広域的に利用されていることから、町全体を1つの区域として設定し、必要な提供体制を確保していきます。

■教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区域	
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・保育所（園）	町全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	1	地域子育て支援拠点事業	町全域
	2	妊婦健康診査	
	3	乳児家庭全戸訪問事業	
	4	養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	5	一時預かり事業	
	6	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	

(4) 幼児教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

■ 認定区分

区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前児童 (保育の必要性なし)	認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	認定こども園 保育所
3号認定	満3歳未満の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	認定こども園 保育所 地域型保育事業

①【1号認定】3～5歳 認定こども園

1号認定とは、満3歳以上で主に認定こども園（教育施設）を希望する児童に対する認定のことです。

■ 1号認定 3～5歳児

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み① (必要利用定員)	28	28	28	25	26
確保の方策②	43	43	43	43	43
いわいずみこども園	25	25	25	25	25
こがわこども園	9	9	9	9	9
おもとこども園	9	9	9	9	9
過不足(②-①)	15	15	15	18	17

《事業実施に対する考え方》

現在、町には認定こども園が3施設あります。(いわいずみこども園、こがわこども園、おもとこども園) 今後の量の見込みについては、減少傾向で推移することから、必要量を確保できると見込んでいます。

②【2号認定】3～5歳 認定こども園・保育所

2号認定とは、保育を必要とし、主に保育所の利用を希望する3～5歳児に対する認定のことです。

■ 2号認定 3～5歳児

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み① (必要利用定員)	135	136	138	124	126
確保の方策②	137	137	137	137	137
いわずみこども園	57	57	57	57	57
こがわこども園	30	30	30	30	30
おもとこども園	30	30	30	30	30
認可外保育施設	20	20	20	20	20
過不足(②-①)	2	1	△1	13	11

《事業実施に対する考え方》

ニーズ調査から今後の量の見込みについては、令和4年までは増加傾向で推移し、令和4年度は定員数を超える見込み量となっていますが、その後は現状の施設で確保できると見込んでいます。

ただし、今後ニーズの多様化等で量の見込みが増加してきた場合には、既存の認定こども園等の施設整備、保育士等の確保の対応を推進します。

③【3号認定】満3歳未満 認定こども園・保育所

3号認定とは、保育を必要とし、主に保育所の利用を希望する0～2歳児に対する認定のことです。

■ 3号認定 0歳児

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み① (必要利用定員)	21	20	20	19	17
確保の方策②	24	24	24	24	24
いわいずみこども園	8	8	8	8	8
こがわこども園	3	3	3	3	3
おもとこども園	3	3	3	3	3
地域型保育事業 (小規模保育事業)	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	3	4	4	5	7
保育利用率	46.7%	46.5%	47.6%	46.3%	45.9%

■ 3号認定 1・2歳児

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み① (必要利用定員)	71	74	71	69	68
確保の方策②	66	66	66	66	66
いわいずみこども園	30	30	30	30	30
こがわこども園	18	18	18	18	18
おもとこども園	18	18	18	18	18
過不足(②-①)	△5	△8	△5	△3	△2
保育利用率	71.7%	71.8%	71.7%	71.8%	68.1%

《事業実施に対する考え方》

0歳児の量の見込みについては、現状の施設体制で必要量を確保できると見込んでいます。1・2歳児は、今後の量の見込みについて、定員数を超える見込み量となっていますが、実際の利用実績を踏まえ、現状の施設で確保できると見込んでいます。

ただし、今後ニーズの多様化などで量の見込みが増加してきた場合には、既存の認定こども園等の施設整備、保育士等の確保の対応を推進します。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

①地域子育て支援拠点事業

《事業内容》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	498	505	488	474	453
確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

《事業実施に対する考え方》

現在、町内1か所の子育て支援センターで実施しており、地域性を踏まえた子育て支援活動を展開します。

②妊婦健康診査

《事業内容》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施します。

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	43	42	41	37	36
確保の方策	実施場所：医療機関 実施体制：事業委託 実施時期：通年				

《事業実施に対する考え方》

今後も現状の体制で事業を継続して実施します。

③乳児家庭全戸訪問事業

《事業内容》

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、発達の状況や養育環境の把握と子育てに関する情報提供を行い、子育て支援を行います。

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	45	43	42	41	37
確保の方策	実施場所：町の保健師で実施 実施機関：岩泉町				

《事業実施に対する考え方》

事業実施については、保健師による訪問を行っており今後も同様の体制で実施します。

今後も事業を引き続き実施し、育児に関する情報提供、養育環境の把握に努めます。

④養育支援訪問事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業)

《事業内容》

何らかの理由により養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、子育てに関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、ネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図る取組を実施します。

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の方策	実施場所：町の保健師で実施 実施機関：岩泉町				

《事業実施に対する考え方》

保健師による訪問を行っており、今後も同様の体制で実施します。

また、虐待防止のためのネットワークの連携体制の強化、充実に努めます。

⑤一時預かり事業

《事業内容》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼の間、保育所等の場所において、一時的に預かります。

単位：人／年

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,359	1,396	1,261	1,179	1,160
確保の方策	1,359	1,396	1,261	1,179	1,160

《事業実施に対する考え方》

現在、各認定こども園で実施しています。利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

《事業内容》

保護者が労働等により昼間家庭にいない等の状況にある小学校の児童に対し、授業の終了後に公共施設や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	127	122	115	124	121
低学年	86	80	72	84	84
高学年	41	42	44	40	37
確保の方策	127	122	115	124	121
実施か所数	3	3	3	3	3

《事業実施に対する考え方》

現在、いわいずみ放課後児童クラブ、おもと放課後児童クラブ、小川放課後児童クラブで実施しており、今後も現状の体制で必要量を確保します。

また、今後の利用児童数の推移や施設の状況をみながら、必要に応じて施設整備等についても検討します。

(6) 幼児教育・保育の推進に関する体制の確保

① 認定こども園の普及について

現在、町では、認定こども園が3施設、保育所が2施設で保育事業を行っています。幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育の一体的な提供することも必要であるにとらえ、既存の教育・保育資源を最大限活用しながら、多様な教育・保育ニーズに対応するための基盤を確保します。

今後も保護者からのニーズの把握や必要性を考慮しながら、幼児教育・保育の充実を図ります。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に児童を受け入れられる施設であることを踏まえ、そのメリットを生かすことができるよう、既存の施設の協力を得ながら普及を図ります。

② 保育所等と小学校の連携について

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の教育は「生きる力」や「豊かな心」を育み、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要なものとなります。

幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、認定こども園・保育所・小学校の交流や、保育士・教職員の意見交換、研修の実施など、保育所等と小学校の連携の推進を図ります。

③ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」により、無償化対象児童の認可外施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、対象となる保護者への周知を進めるとともに、子ども・子育て幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、公正かつ適正な支給を行います。また、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

2 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

家庭における経済的困窮や養育能力の低下、疾病、障がい等の様々な問題を背景に、児童相談の受理件数は増加傾向にあります。

犯罪、児童虐待、いじめなどの被害に遭ってしまった子どもに対しては、精神的ダメージを軽減するため、関係機関と連携しながらカウンセリングなどのきめ細かな支援や早期対応による心のケア、助言指導の充実と、再発防止のための一時保護などの体制づくりが必要です。

本町では、県が実施している施策と連携を図り、本町の実情に応じた施策を推進します。

また、児童虐待防止に関する広報・啓発、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化、体制の整備、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実・地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見・重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に推進します。

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携した支援を行うとともに児童虐待防止に関する啓発に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

近年、全国的な傾向として、離婚や家族形態の多様化に伴い、ひとり親家庭が増加しており、子育てと生計の担い手という二重の役割を果たさなければならず、日常生活面で様々な困難に直面する場合があります。

特に母子家庭の母の多くは、就労しているにもかかわらず、低賃金や不安定な雇用条件等におかれている場合も多く、一般世帯に比べ低水準の年収にとどまっているのが現状であり、非正規雇用が増加している昨今の社会情勢は、就労面からも母子家庭の生活に大きな影響を与えることとなります。

このような中、母子家庭においては、子育てをしながらより良い条件で就業し、経済的に自立できることが、母親にとっても、子どもの成長にとっても重要であり、これまで以上に自立支援策の充実が求められています。父子家庭においても、子育てを中心とした日常生活面での支援が重要となっていますが、雇用の不安定化の中、母子家庭の母と同様に就業支援策の充実が求められています。

今後も、ひとり親家庭の子どもと保護者の健やかな成長を支援するため、経済的な支援の他、地域のひとり親家庭等の現状を把握しながら、国や県、関係機関と連携し、情報提供や相談、指導等の支援の充実に努めます。

(3) 障がい児施策の充実

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人とない人との「共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。

また、障がいの原因となる疾病の早期発見や事故の予防には、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断が大きな役割を果たします。このことから、妊婦及び乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりが重要になります。特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、関係機関が連携を密にし、適切な情報の周知や、家族への支援体制の充実が必要です。

町の乳幼児健診では、障がいの有無に関わらず、心身の発達状況の観察や異常の早期発見に努め、障がいの疑われる子どもに対しては児童相談、発達相談等の事業で、その子に合ったよりよい環境づくりの支援をしています。

また、障がいの重度・重複化、学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など、障がいの程度に応じた対応が複雑化している中で、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた教育の展開が必要になることから、保育士等の資質や専門性の向上を図ることが必要となります。

障がい児一人ひとりが、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、保育所等や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れを推進するとともに、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、国や県、関係機関と連携して、個々の子どもに対して適切な対応ができるよう努めます。

3 仕事と子育てとの両立を目指す環境の整備

(1) 職業生活と家庭生活の両立

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指し、「働き方の見直し」を進めることが必要です。

仕事と子育てを両立するためには、個人や家庭での努力だけでは難しい状況がみられます。家庭のみならず、事業主側が子育てに対する理解を示し、職場優先の意識等の慣行を解消する意識改革が重要です。

このことから、就労者や雇い主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発や研修、情報提供等について、国・県・関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進することが必要です。

このほか、職場において働きながら子育てをするためには、労働時間の短縮や子どもの急病への対応、育児に無理のない職務内容など、雇い主のきめ細かい対応が望まれます。

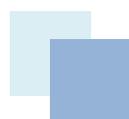
今後も、企業や雇い主に対して、残業時間の縮減や企業内の協力体制を整備するよう働きかけ、労働者が仕事と子育てを両立できるよう、子育てしやすい就労環境づくりを推進します。また、共働き世帯が安心して就労できるよう、子どもの居場所づくりや保育環境の整備を進めるとともに、親同士が子育てや仕事についての悩み等を共有、相談できる場の設置なども検討していきます。

(2) 育児休業後等における特定教育・保育施設等の確保

保護者が産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業期間中の保護者に対し、情報提供や相談支援を行います。

ニーズ調査によると、希望する保育所等に入所するために育児休業を調整した方がおり、保育所等の入所を希望するすべての人が希望通りに利用することができる状況ではありませんでした。保育所等の入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げることがないよう、情報提供や相談、教育・保育施設の確保に努めます。

このほか、出産や育児のために退職した人の職場復帰や再雇用などの問題もあることから、働きながら子育てしている人が安心して子育てができるように、各関係機関と連携し職場環境の整備に努めます。



第5章

計画の推進及び評価

第5章 計画の推進及び評価

1 計画の推進

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進し、少子化や子育ての問題を家庭だけではなく社会全体の問題としてとらえ解決していくためには、行政だけではなく、家庭・学校・地域社会などの関係機関の協力と、地域の住民一人ひとりがそのことを自覚し、自分のできることは協力するという意識が必要です。

計画の実現に向けて、家庭・学校・保育施設・事業所・地域社会などと連携を図りつつ、各々の役割を理解し、子育て家庭を支援していく体制づくりを進めていきます。

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもと社会の接点として、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせる場ですが、近年、子どもの健やかな成長の基盤である家庭の養育機能が低下しており、家族の温かい人間関係や強い絆も薄らぎつつあります。

家庭は、子どもの健やかな成長にとって、最も責任があり、今後、次のような役割を果たしていくことが求められています。

- 家族一人ひとりが、それぞれの役割を認識し、お互いの生き方を尊重しながら、思いやりと助け合う意識を持つこと。
- 子育てに対する負担が、女性（母親）に偏っており、男性（父親）も、家事や子育てにいっそう関わり、男女がともに家庭での責任を分担していくこと。
- 日頃から、子どもを家庭や社会を構成する一人の人間として尊重しながら、親子のふれあいに努め、子どもの個性や能力を最大限伸ばすよう努めること。
- 子どもに、家庭における日常生活の中で、社会人として、また、将来の親として必要な生活習慣や社会的な規範を自然に身につけさせること。

(2) 学校等の役割

学校等は、子どもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所であり、集団生活の中での様々な活動を通して、社会の一員として必要な習慣や社会的規範を身につけるとともに、子ども同士の交流を通して他人を思いやる豊かな心を育てていきます。

一人ひとりの子どもの個性が尊重され、すべての子どもに魅力ある場所として、学校等は次のような役割を果たすことが求められています。

- 一人ひとりの個性を尊重し、子どもの個性を伸ばし、生きる力と豊かな心を育てること。
- 施設や行事の地域開放を進め、家庭や地域と連携しながら、開かれた学校を目指すこと。
- 子どもの人権を十分に配慮するとともに、子どもの意志を考慮した教育活動を推進すること。
- 学校教育の中で、家庭や子育ての重要性、男女が共同して子育てを行うことの意義などを伝え、結婚や子育ての楽しさ、すばらしさを子どもに伝えていくこと。

(3) 事業所等の役割

仕事と子育ての両立を目指す環境の整備のためには、個人や家庭のみならず、事業所等の努力も極めて重要です。職場優先の風土の見直しや就労と子育ての両立を支援する職場環境の整備は、事業所等の経営に負担を伴う面もありますが、良質な人材確保等の観点から、事業所等自らの利益にもかなうものです。

また、女性の雇用者全体に占める割合も増えており、今後の少子化の一層の進行を考えれば、女性労働者の安定的確保は、事業所等の活動を維持していくうえで重要な問題であり、職場優先の風土の見直しや就労と子育ての両立支援は、事業所等にとっても取り組むべき課題です。

このため、仕事と子育ての両立を支援し、安心して働ける職場環境を整備していくため、次のような役割を積極的に果たしていくことが求められています。

- 女性だけでなく、男性も家事や育児に参画できるような職場の雰囲気づくりを進めるとともに、労働時間の短縮や、育児のための休暇制度の充実など、家族がともに過ごす時間を確保する環境づくりを推進すること。
- 短時間勤務制度、フレックスタイム制の導入、育児休業制度の充実、再雇用の促進など、子育て中の労働者が子育てをしやすい就業環境、諸条件の整備を進めること。

(4) 地域の役割

地域の連帯意識の希薄化や養育機能の低下が指摘されていますが、子どもは、仲間同士との遊びや地域の人々との交流を通じて、自立心や社会性などを培うとともに、自然とのふれあいや地域の伝統行事などへの参加を通じて、自然を大切に思う心や郷土を愛する心を育てていきます。

このため、今後、地域全体が次のような役割を果たしていくことが求められています。

- 子どもたちに多様な生活体験を提供するため、家庭や学校、関係機関との連携を図りながら、地域における各種ボランティア活動、文化活動、スポーツ活動などの振興を図り、これらの活動に子どもや親子で参加できる機会を提供していくこと。
- 高齢者など地域住民の協力を得て、子育て支援のためのネットワークづくりや相互援助機能の強化を図ること。
- 子どもがのびのびと遊べる安全な遊び場の確保に努めるとともに、地域社会においても男女共同参画に向けた気運の醸成に努め、子育て支援活動や健全育成活動への男性の積極的な参加を促進すること。

(5) 行政等の役割

子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策は、広範な領域分野にわたることから、行政においては、次のように様々な少子化対策を総合的に、一貫性のある施策として推進する体制が求められ、地域の実情を踏まえながら、住民と行政が一体となった効果的かつ実効的な施策の推進を図る必要があります。

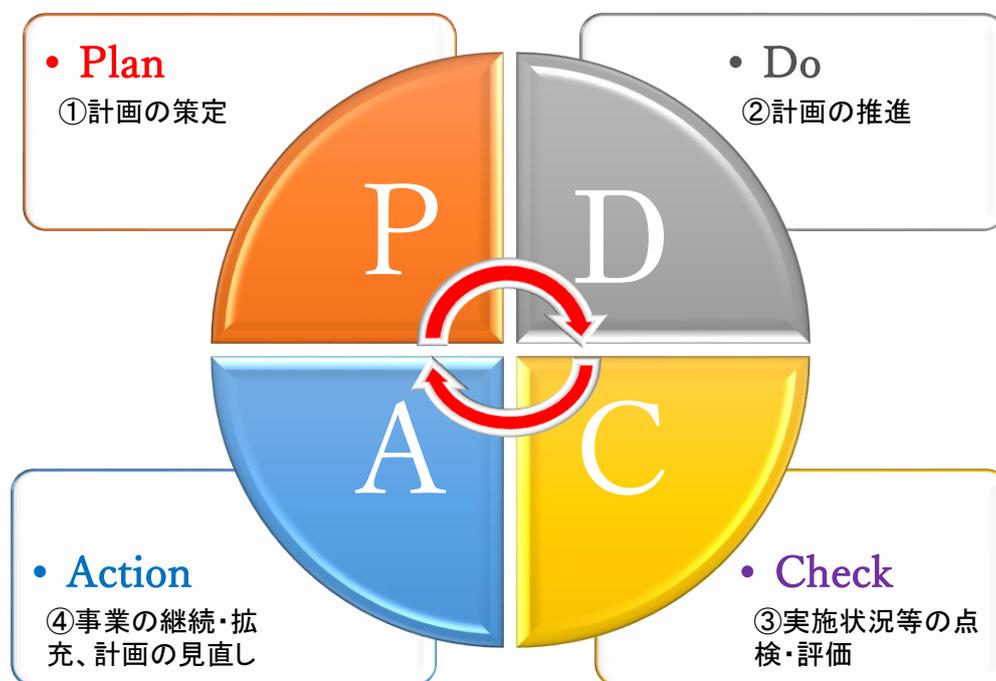
- 子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策の推進体制を整備し、関連施策の総合的、計画的推進に努めること。
- 民間の団体等が行う子育て支援活動など少子化対策に関連する自主的な取組を積極的に支援すること。
- 各種広報活動を通じて子育てにやさしい環境づくりに向けた少子化対策の啓発に努めること。

2 計画の評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、保健福祉課が事務局となり「岩泉町子ども・子育て会議」において審議し、今後の対策を講じていきます。

計画の進捗状況に応じて、計画自体の見直しや予算編成、事業実施への反映も見据え、利用者の視点に立った点検・評価も併せて行い、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることを目標とします。

■PDCAサイクルの概念図



※PDCAとは

- 1 Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
- 2 Do（実行）：計画に沿って業務を行う
- 3 Check（評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
- 4 Action（改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする



資料

資料

1 岩泉町子ども・子育て会議条例

○岩泉町子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 4 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、岩泉町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の子ども・子育て会議は、町長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、子ども・子育て会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第6条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 岩泉町子ども・子育て会議 委員名簿

(任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日)

	区 分	所 属	氏 名	備 考
1	子どもの保護者	いわいずみこども園保護者会長	工 藤 良 則	
2	子どもの保護者	こがわこども園保護者会長	前 川 龍 太	
3	子どもの保護者	おもとこども園保護者会長	三 浦 早野香	
4	子どもの保護者	子育て支援センター利用者代表	吉 田 佳 苗	
5	事業主を代表する者	岩泉町社会福祉協議会長	伊 東 勝 幸	
6	事業主を代表する者	クチェカ理事長	橋 場 覚	
7	事業主を代表する者	釜津田保育所運営協議会長	中 田 学	
8	事業主を代表する者	有芸保育所運営部会長	木 村 勇 太	
9	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	いわいずみこども園長	前 川 みつえ	
10	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	こがわこども園長	佐々木 洋 子	
11	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	おもとこども園長	砂 子 美智子	
12	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	岩泉町主任児童委員	泉 山 博 直	

岩泉町子ども・子育て支援 事業計画（第2期）

発 行 岩 泉 町 令 和 2 年 3 月

編 集 岩 泉 町 保 健 福 祉 課

〒027-0595

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5

T E L 0194-22-2111

F a x 0194-22-3562

